

# 人事委員会年報

令和5年度  
(令和6年4月1日現在)

岩手県人事委員会



# 目 次

第1	令和5年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	2
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	2
(2)	審議事項	4
3	条例案等に対する意見	10
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	11
5	委員会の調査活動	15
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組 織	16
(2)	事務分掌	16
(3)	事務局職員の配置	17
(4)	事務局職員一覧表	18
(5)	予 算	19
(6)	主な行事・業務	20
(7)	諸会議等	23
2	任用関係事務	
(1)	概況	28
(2)	採用試験の実施状況	29
(3)	選考による採用及び昇任	35
(4)	採用選考の実施状況	36
3	給与関係事務	
(1)	令和5年の給与等の報告及び勧告	37
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	47
(3)	職員の状況	48
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	54
(2)	懲戒処分の状況	55
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	56
(2)	職員苦情相談	58
(3)	職員団体関係	59
(4)	労働基準監督関係	60
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	61
(6)	退職管理関係	61
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	62
(2)	級別職務区分表	64
(3)	給料の特別調整額	87
(4)	職員の昇格実施基準	95
(5)	管理職員等の範囲	96
(6)	登録職員団体一覧	105
(7)	号別区分表	106
(8)	市町村等公平事務受託状況一覧	107



## 第1 令和5年度における人事委員会の活動概要

令和5年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会6回の計28回開催し、126案件について審議を行った。

また、現場調査活動として、現場職員の声を聴く会を4公所で開催したほか、県議会からの求めに応じて、条例案8件に対する意見を回答した。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）及び警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が1,316人（前年度比74人減）、受験者総数が977人（前年度比41人減）と前年度を下回り、減少傾向が続いている。最終合格者の受験者に対する平均倍率は3.3倍で、前年度より0.4ポイント上回った。

上記試験のほか、任期付職員採用試験、障がい者を対象とした採用選考、警察官（武道指導）採用選考、県職員（教育行政職）採用選考及び任期付職員経験者採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、令和5年10月17日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、民間給与との較差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いた給料表全体の上げのほか、期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げること（期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、人材育成、長時間勤務の解消、両立支援の推進、心身の健康管理及びハラスメント対策について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての審査請求事案は、令和4年度に受理した2件、令和5年度に受理した1件、計3件のうち、1件を裁決し、令和5年度末の係属件数は2件である。

職員苦情相談については、受理件数が85件となり、前年度（67件）より18件増加した。

再就職者による現職職員への依頼等の規制関係については、令和5年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。

なお、受託市町村等は令和6年4月1日現在で、13市15町4村、18一部事務組合、3広域連合の合計53団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議（書面開催）、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。



# 人事委員会



## 第2 人事委員会

### 1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	委員(長)就任期間(任期)	備考
委員長	渡辺 正和	令和4.7.19～令和8.7.18	弁護士 委員長就任 令和4.7.19
委員 (委員長 職務代理者)	藤澤 敦子	令和3.7.17～令和7.7.16	公益財団法人役員
委員	早川 智子	令和5.7.3～令和9.7.2	会社員

### 2 人事委員会会議

令和5年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会6回の計28回開催し、126案件について審議を行った。

月別の開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		1				2					3			9
5	2					1	3					4			5
6	2						2					2			4
7	1											0	1		2
8	2		1			2						3		1	5
9	2	2				1				1		2		4	6
10	1	2							1			1		3	4
11	2					2						2		2	5
12	2		5			2	1			1	1	10		1	3
1	2		1			1		1				3		1	1
2	2	1				2		3		1		6		1	5
3	2	1	11	2		5		6				24			3
計	22	6	19	2	0	16	8	10	1	3	1	60	1	13	52

〔過去3年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										議 事 件 数	協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計			
R4	22	7	41	6	0	11	16	12	1	3	1	91	2	26	51
R3	22	5	17	3	1	9	18	10	1	5	2	66	0	9	55
R2	22	6	20	3	0	9	6	18	2	3	1	62	0	18	51

(2) 審議事項

回	開催 年月日	議案、協議事項等
1	5.4.13 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 4人委（審）第3号事案に係る審理を委任する者の変更について</li> <li>2 4人委（審）第4号事案に係る審理を委任する者の変更について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度I種試験アピール試験型先行実施枠申込状況について</li> <li>2 令和5年度岩手県職員等採用選考の実施について（警察官（武道指導）、教育行政職）</li> <li>3 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について</li> <li>4 令和5年度岩手県人事委員会事務局業務方針について</li> <li>5 令和5年度岩手県人事委員会事務局事業（事務）計画について</li> </ol>
2	5.4.27 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年職種別民間給与実態調査の実施概要について</li> <li>2 労働経済指標等の動向について</li> <li>3 令和4年度岩手県職員・警察官採用候補者名簿からの採用状況について</li> <li>4 令和4年度における懲戒処分及び分限処分の状況について</li> </ol>
3	5.5.11 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求の受理について</li> <li>2 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</li> <li>3 行政文書非開示決定の審査請求に係る弁明書について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度岩手県職員採用選考の実施について</li> <li>2 令和5年度岩手県職員採用I種試験第1次試験（アピール試験型先行実施枠）の実施状況について</li> </ol>
4	5.5.31 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政B・総合土木B）を確定することについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について</li> <li>2 関係労働団体からの要請について</li> <li>3 職員からの苦情相談の状況について</li> </ol>
5	5.6.8 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政文書非開示決定の審査請求に係る岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度岩手県職員採用I種試験の申込状況について</li> </ol>

回	開催 年月日	議案、協議事項等
6	5. 6. 22 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 審査請求に係る裁決について</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和5年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について</p> <p>2 令和4年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について</p> <p>3 令和5年6月県議会定例会の会期・日程等について</p>
7	5. 7. 3 (月) 定例	<p>議事</p> <p>1 委員長職務代理者の指定について</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和5年度岩手県職員採用I種試験（専門試験型及びアピール試験型通常枠）第1次試験の実施状況について</p> <p>2 解雇予告除外認定について</p>
8	5. 8. 9 (水) 定例	<p>議案</p> <p>1 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>2 令和5年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政A）を確定することについて</p> <p>3 令和5年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政Aを除く）を確定することについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和5年人事院勧告・報告の概要について</p> <p>2 令和5年度岩手県警察官A採用試験第1次試験の実施状況について</p> <p>3 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について</p> <p>4 解雇予告除外認定について</p>
9	5. 8. 24 (木) 定例	<p>協議事項</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1 解雇予告除外認定について</p>
10	5. 9. 7 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 令和5年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和5年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について</p> <p>2 令和5年度岩手県職員（任期付職員経験者、教育行政職）採用選考の実施結果について</p> <p>3 令和5年度岩手県職員採用II種・III種試験及び警察官B採用試験の申込状況について</p> <p>4 関係労働団体からの要請について</p>
11	5. 9. 14 (木) 臨時	<p>協議事項</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>

回	開催 年月日	議案、協議事項等
12	5.9.21 (木) 定例	協議事項 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について
13	5.9.28 (木) 臨時	議案 1 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への意見について 協議事項 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について
14	5.10.5 (木) 臨時	協議事項 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 令和5年9県議会定例会の会期・日程等について 2 関係労働団体からの要請について
15	5.10.12 (木) 定例	協議事項 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求（4人委（審）第3号事案）の裁決方針について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について 2 令和5年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の第1次試験実施状況について
16	5.10.17 (火) 臨時	議案 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
17	5.11.15 (水) 定例	議案 1 令和5年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて 協議事項 1 事業場調査結果等に基づく指導方針について 報告事項 1 令和5年9月議会定例会の状況について
18	5.11.22 (水) 定例	議案 1 令和5年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて 協議事項 1 不利益処分についての審査請求（4人委（審）第3号事案）の裁決書案について 報告事項 1 令和5年都道府県人事委員会勧告等のまとめについて 2 令和5年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について 3 解雇予告除外認定について 4 12月県議会定例会の会期・日程等について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
19	5.12.1 (金) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について</li> <li>2 令和6年度岩手県警察官試験の実施並びに警視総監との警察官採用試験の第1次試験の共同実施について</li> <li>3 不利益処分についての審査請求(4人委(審)第3号事案)の裁決について</li> </ol>
20	5.12.21 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</li> <li>2 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</li> <li>3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> <li>4 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</li> <li>5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</li> <li>6 令和5年度岩手県任期付職員採用試験の実施について</li> <li>7 勤務条件に関する措置の要求に係る交渉の勧奨について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計年度任用職員の報酬等の取扱いに係る人事委員会承認に関して包括承認とすることについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 フレックスタイム制の試行について</li> <li>2 特例業務に係る要因の整理、分析及び検証等について</li> <li>3 令和5年12月議会定例会の状況について</li> </ol>
21	6.1.11 (木) 定例	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度岩手県職員採用I種試験(アピール試験型)の見直しについて</li> </ol>
22	6.1.25 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の任用に関する規則の一部改正について</li> <li>2 令和6年度岩手県職員採用I種試験(アピール試験型)の実施について</li> <li>3 特殊勤務手当(災害応急作業等手当)の支給に係る協議を了承することについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解雇予告除外認定について</li> </ol>
23	6.2.8 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の勤務延長の期限の延長について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務条件に関する措置の要求の取下げについて</li> <li>2 令和6年度組織改編の概要について</li> <li>3 関係団体からの要請について</li> <li>4 2月県議会定例会の会期・日程等について</li> </ol>

回	開催 年月日	議案、協議事項等
24	6. 2. 15 (木) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について</li> <li>2 令和5年度岩手県任期付職員採用候補者名簿を確定することについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験の見直しについて</li> </ol>
25	6. 2. 22 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給に係る協議を了承することについて</li> <li>2 令和5年度岩手県任期付職員採用試験の実施について</li> <li>3 職員の選考による採用について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度事業場調査の実施結果について</li> </ol>
26	6. 3. 8 (金) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 へき地手当等に関する規則の一部改正について</li> <li>2 宿日直手当に関する規則の一部改正について</li> <li>3 一般職の任期付職員の採用について</li> <li>4 職員の勤務延長の期限の延長について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解雇予告除外認定について</li> </ol>
27	6. 3. 14 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の任用に関する規則の一部改正について</li> <li>2 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</li> <li>3 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について</li> <li>4 職員の職務の級の決定について</li> <li>5 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について</li> <li>6 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型）の実施について</li> <li>7 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（アピール試験型）の実施について ※通常枠追加</li> <li>8 令和6年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について</li> <li>9 令和6年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について</li> <li>10 令和6年度岩手県警察官B採用試験の実施及び警視総監との警察官B採用試験の第1次試験の共同実施について</li> </ol>

回	開催 年月日	議案、協議事項等
28	6. 3. 21 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</li> <li>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>3 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</li> <li>4 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について</li> <li>5 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> <li>7 退職者の給与等に関する規則等の一部改正について</li> <li>6 級別職務区分表の告示の一部改正について</li> <li>8 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について</li> <li>9 職員の選考による採用及び職務の級等の決定について</li> <li>10 事務局職員の人事について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局職員の人事について</li> <li>2 令和6年2月県議会定例会の状況</li> </ol>

### 3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
5. 12. 5	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第7号）	人事委員会勧告のとおり特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するもの。	令和5年11月27日付け議第150号により意見を求められた条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）	人事委員会勧告のとおり任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するもの。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）	人事委員会勧告のとおり一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの。	
	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第10号）	会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定し、勤勉手当を支給するもの。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第13号）	人事委員会勧告のとおり市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの。	
6. 2. 16	一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター条例の一部を改正する条例のうち第1条（議案第24号）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整備をしようとするもの。	令和6年2月13日付け議第205号により意見を求められた条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）	防疫等作業手当の支給限度額を引き上げるとともに、併せて法改正に伴う所要の整備をしようとするもの。	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）	国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするもの。	

#### 4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

令和5年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

##### (1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
5. 5. 12 規則第 30 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5. 5. 12	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
5. 8. 18 規則第 31 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	5. 8. 18	選考により採用することができる職を追加するため、所要の改正を行った。
5. 12. 25 規則第 32 号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 12. 25 (5. 4. 1 適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額について所要の改正を行った。
5. 12. 25 規則第 33 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	5. 12. 25	地方自治法及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称が特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改められたことから、当該手当の支給方法や給与簿の様式等について、所要の整備を行った。
5. 12. 25 規則第 34 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5. 12. 25 (5. 12. 1 適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
5. 12. 25 規則第 35 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5. 12. 25 (5. 4. 1 適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
5. 12. 25 規則第 36 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	6. 1. 1	夏季休暇の使用可能期間を現行の前後1月の期間拡大し、6月から10月まで使用できるよう所要の改正を行った。
6. 2. 6 規則第 1 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	6. 2. 6	職員採用Ⅰ種試験について、職種区分の新設及び一部職種の受験資格の改正を行った。
6. 3. 26 規則第 2 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	職員採用Ⅱ種試験及び職員採用Ⅲ種試験について、職種区分及び職種区分の対象となる職の改正を行った。
6. 3. 26 規則第 3 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	へき地学校として指定されている小・中学校等が統廃合されることに伴う所要の改正を行った。
6. 3. 26 規則第 4 号	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	職員が宿日直勤務を行った場合に支給される宿日直手当額について所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
6. 3. 26 規則第 5 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に伴い、所要の改正を行った。
6. 3. 26 規則第 6 号	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正により、新たに会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとされたことに伴い、所要の改正を行った。
6. 3. 29 規則第 7 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	給与条例の一部改正及び役職定年の実施に伴い、「防疫等作業手当」、「徴税手当」及び「航海手当」について、所要の改正を行った。
6. 3. 29 規則第 8 号	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	知事部局における職の新設に伴い、人事課からの内申を踏まえ、給料表を適用する職を追加する改正を行った。
6. 3. 29 規則第 9 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正をするとともに、退職派遣の取扱いについて定める改正を行った。
6. 3. 29 規則第 10 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	勤勉手当に係る成績率を改正するとともに、退職派遣に係る期末手当及び勤勉手当の取扱いについて定める改正を行った。
6. 3. 29 規則第 11 号	休職者の給与に関する規則等の一部を改正する規則	6. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正に伴い、関係規則について所要の改正を行った。
6. 3. 29 規則第 12 号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	令和 6 年度における職の新設に伴い、所要の改正を行った。
6. 3. 29 規則第 13 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6. 4. 1	令和 6 年度の知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正を行った。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
6. 3. 29 訓令第 1 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	6. 4. 1	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行った。

## (3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
6. 3. 29 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	6. 4. 1	知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正を行った。

## (4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
5. 5. 1 人委職第 32 号	「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」等の通知の廃止について	5. 5. 7	新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることに伴い、廃止した。
5. 12. 25 人委職第 213 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	5. 12. 25 (一部は 5. 12. 1 施行)	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行った。
6. 3. 26 人委職第 273 号	「会計年度任用職員の給与等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	会計年度任用職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の改正に伴い、勤勉手当に係る規定を運用通知に設けるとともに、併せて所要の整備を行った。
6. 3. 26 人委職第 275 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	令和 6 年度から、県内の小中学校において、休暇等の処理を「校務支援システム」により行うこととされたことから、所要の整備を行った。
6. 3. 26 人委職第 276 号	「宿日直手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	宿日直手当に関する規則の一部改正により規則別表の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行った。
6. 3. 29 人委職第 282 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行うとともに、退職派遣に係る期末手当及び勤勉手当の取扱いについて定めた。
6. 3. 29 人委職第 283 号	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の改正に伴い、当該法人に在職した期間における昇給及び昇格の取扱いについて所要の整備を行った。
6. 3. 29 人委職第 285 号	「職員の給与の支給に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	超過勤務手当等の支給に当たって作成することとされている超過勤務等記録簿の取扱いに関し、任命権者からの内申に基づいて所要の整備を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
6. 3. 29 人委職第 286 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する規則の改正に伴い、「牛又は豚のとさつの作業」について、具体の作業内容を定めた。
6. 3. 29 人委職第 287 号	「公益法人等への職員の派遣等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則に新たに特定法人(株式会社)への退職派遣に係る規定を追加したことに伴い、所要の改正を行った。
6. 3. 29 人委職第 288 号	「職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 4. 1	令和6年度から知事部局において設置される企画指導監及び技術企画指導監の職について、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職とするとともに、所要の整備を行った。

## 5 委員会の調査活動

### (1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

実施日	概要
令和5年12月19日(火)	1 調査公所名 県立盛岡第四高等学校、県立黒沢尻工業高等学校 2 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校概要説明</li> <li>・ 主な意見交換事項                (県立盛岡第四高等学校)                長時間労働の縮減の取組について                勤務負担軽減の取組について                (県立黒沢尻工業高等学校)                事業場調査結果の実態確認について                高校生の就職志望の状況について</li> </ul>
令和6年2月1日(木)	1 調査公所名 県警察本部 2 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務概要説明</li> <li>・ 主な意見交換事項                事業場調査の実態確認について                人材確保の取組について</li> </ul>
令和6年2月8日(木)	1 調査公所名 県南広域振興局 2 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務概要説明</li> <li>・ 主な意見交換事項                コロナ対策の対応状況について                働きやすい職場環境づくりの取組について</li> </ul>

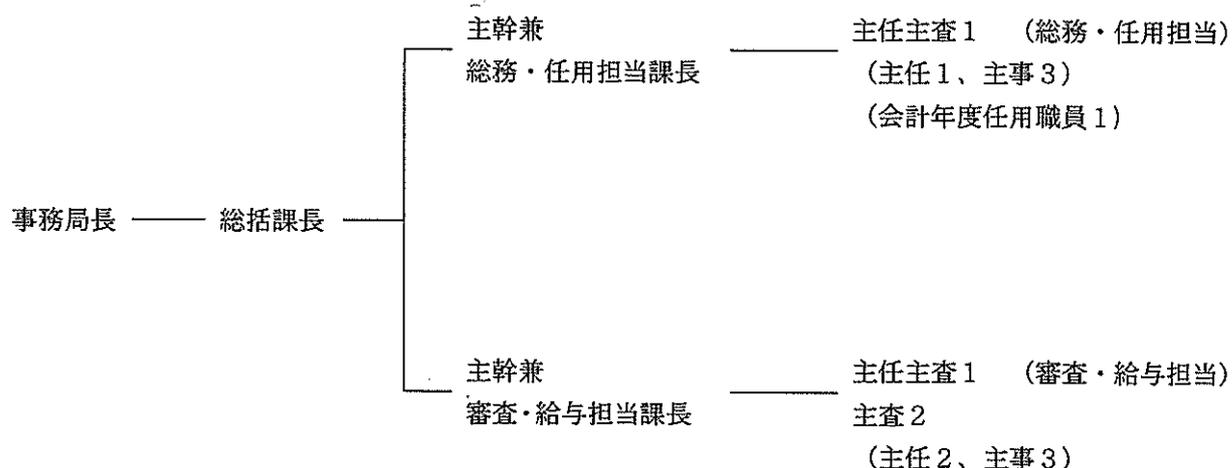
# 事 務 局



### 第3 事務局

#### 1 事務局（令和6年4月1日現在）

##### (1) 組織



##### (2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。
	5 公文書の管理に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	13 情報公開に関する事務の総括に関すること。
	14 個人情報保護等に関する事務の総括に関すること。
	15 審査・給与担当の事務に属さないこと。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関すること。 4 職員からの苦情相談に関すること。 5 職員団体の登録に関すること。 6 労働基準監督機関の職権に関すること。 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 9 職員に対する給与の支払の監理に関すること。 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 11 給料表についての報告及び勧告に関すること。 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関すること。

### (3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県職員定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19人とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18人とされた。

現員は、平成28年4月1日以降16人であったが、令和6年4月1日から17人となっている。

このほか、令和2年4月1日からは会計年度任用職員（フルタイム）1人が配置されている。

課・担当名	定 数	現 員	備 考
事務局長	1	1	
職員課	総括課長	1	
	総務・任用担当	7	総務・任用担当課長を含む。 会計年度任用職員1名を含む。
	審査・給与担当	9	審査・給与担当課長を含む。
計	18	18	

(注) 現員は、令和6年4月1日現在の状況である。

## (4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	菅原 健司	R6. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	品川 孝文	R6. 4. 1～
(総務・任用担当)		
主幹兼総務・任用担当課長	荒澤 順子	R6. 4. 1～
主 任 主 査	田山 堅	R5. 4. 1～
主 任	高橋 美里	R4. 4. 1～
主 事	工藤 杏菜	R6. 4. 1～
主 事	高橋 剛	R5. 4. 1～
主 事	遠藤 有真	R4. 4. 1～
(審査・給与担当)		
主幹兼審査・給与担当課長	千葉 雅子	R4. 4. 1～
主 任 主 査	青名畑 順子	R4. 4. 1～
主 査	白沢 明美	R6. 4. 1～
主 査	谷地 仁見	R4. 4. 1～
主 任	黒沢 恵	R5. 4. 1～
主 任	三浦 健人	R6. 4. 1～
主 事	八幡 紗也加	R4. 4. 1～
主 事	藤田 翔	R5. 4. 1～
主 事	佐々木 美桜	R5. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

## (5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

## ア 歳入

(単位：千円)

科 目	令和6年度 当 初 額	令和5年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
14 諸収入	2,672	2,675	222	2,897	
05 受託事業収入	2,591	2,613	204	2,817	
01 受託事業収入	2,591	2,613	204	2,817	
01 総務	2,591	2,613	204	2,817	公平委員会事務受託事業収入
08 雑入	81	62	18	80	
04 雑入	81	62	18	80	
02 総務	81	62	18	80	警察官採用試験共同実施負担金 社会保険料納付金

## イ 歳出

(単位：千円)

科 目	令和6年度 当 初 額	令和5年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
02 総務費	177,609	151,590	29,505	181,095	
09 人事委員会費	177,609	151,590	29,505	181,095	
01 委員会費	6,639	6,785	△ 165	6,620	
01 報酬	6,300	6,300	△ 10	6,290	委員3人分
08 旅費	84	230	△ 65	165	
09 交際費	50	50	△ 20	30	委員長交際費
18 負担金、補助及び 交付金	205	205	△ 70	135	全人連分担金 135千円 ブロック協議会分担金 70千円
02 事務局費	170,970	144,805	29,670	174,475	
01 報酬	1,314	930	△ 4	926	会計年度任用職員(パートタイム)分
02 給料	64,590	63,381	1,409	64,790	会計年度任用職員(フルタイム)含む
03 職員手当等	60,260	37,629	30,238	67,867	会計年度任用職員含む
04 共済費	23,826	21,087	△ 73	21,014	会計年度任用職員含む
07 報償費	255	322	△ 99	223	民間給与実態調査事業所謝礼
08 旅費	1,989	2,187	△ 416	1,771	会計年度任用職員(パートタイム)の費用弁償含 む
09 交際費	40	40	△ 20	20	事務局長交際費
10 需用費	5,379	4,853	1,195	6,048	
11 役務費	2,134	1,836	△ 160	1,676	
12 委託料	5,946	7,409	△ 2,235	5,174	採用試験システム機器更新業務委託、職員募集 情報発信媒体作成業務委託等
13 使用料及び賃借料	2,632	2,592	△ 222	2,370	採用試験会場使用料等
17 備品購入費	50	50	0	50	
18 負担金、補助及び 交付金	2,555	2,489	57	2,546	日本人事試験研究センター賛助会費2,200千円等

## (6) 主な行事・業務

年月日	行事・業務内容
5. 4. 3	新採用職員辞令交付式
5. 4. 13	第1回人事委員会定例会
5. 4. 21～5. 31	県職員(教育行政職)採用選考申込受付
5. 4. 23	県職員採用I種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験(盛岡市・東京都)
5. 4. 24～5. 19	県職員採用I種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)申込受付
5. 4. 24～6. 9	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
5. 4. 26～6. 2	任期付職員経験者採用選考申込受付
5. 4. 27	第2回人事委員会定例会
5. 4. 28	県職員採用I種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験合格発表
5. 5. 11	第3回人事委員会定例会
5. 5. 20～5. 21	県職員採用I種試験(アピール試験型先行実施枠)第2次試験(盛岡市)
5. 5. 31	第4回人事委員会定例会
5. 5	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(書面決議)
5. 6. 1	県職員採用I種試験(アピール試験型先行実施枠)最終合格発表
5. 6. 8	第5回人事委員会定例会
5. 6. 18	県職員採用I種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)第1次試験(盛岡市・東京都)
5. 6. 18	任期付職員経験者採用選考第1次選考(盛岡市)
5. 6. 22	第6回人事委員会定例会
5. 6. 23	県職員採用I種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)第1次試験合格発表
5. 6. 29	第131回全国人事委員会連合会総会(東京都)
5. 7. 1～8. 4	県職員採用II種・III種試験申込受付
5. 7. 1～8. 4	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
5. 7. 3	任期付職員経験者採用選考第1次選考合格発表
5. 7. 3	第7回人事委員会定例会
5. 7. 4～7. 11	県職員採用I種試験(一般行政A)第2次試験(盛岡市)
5. 7. 9	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・東京都・仙台市)
5. 7. 6～7. 7	第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(札幌市)
5. 7. 13～7. 25	県職員採用I種試験(一般行政A以外)第2次試験(盛岡市)
5. 7. 20	県職員採用I種試験(一般行政A)第2次試験合格発表
5. 7. 20	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
5. 7. 22	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考(盛岡市)
5. 7. 28～8. 3	県職員採用I種試験(一般行政A)第3次試験(盛岡市)
5. 8. 1～9. 15	障がい者を対象とした県職員採用選考申込受付
5. 8. 4	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考合格発表
5. 8. 4	任期付職員経験者採用選考第2次選考(盛岡市)
5. 8. 7	人事院勧告
5. 8. 9	第8回人事委員会定例会
5. 8. 10	県職員採用I種試験最終合格発表
5. 8. 18	県職員(教育行政職)採用選考第2次選考(盛岡市)
5. 8. 23	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
5. 8. 23～8. 29	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
5. 8. 24	第9回人事委員会定例会
5. 8. 25	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省主催・Web開催)

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
5. 8. 25	任期付職員経験者採用選考最終合格発表
5. 8. 31	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(秋田市)
5. 9. 1	県職員(教育行政職)採用選考最終合格発表
5. 9. 4	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(山形市)
5. 9. 7	第10回人事委員会定例会
5. 9. 8	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
5. 9. 14	第11回人事委員会臨時会
5. 9. 17	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
5. 9. 20	岩手県地方公務員共闘会議との職員課総括課長会見
5. 9. 21	第12回人事委員会定例会
5. 9. 24	県職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市)
5. 9. 24	県職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
5. 9. 26	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
5. 9. 28	第13回人事委員会臨時会
5. 10. 5	第14回人事委員会臨時会
5. 10. 5	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
5. 10. 6	岩手県自治体労働組合総連合との職員課総括課長会見
5. 10. 10	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
5. 10. 10	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
5. 10. 12	第15回人事委員会定例会
5. 10. 17	第16回人事委員会臨時会
5. 10. 17	岩手県人事委員会報告及び勧告
5. 10. 22	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考(盛岡市)
5. 11. 1～11. 2	県職員採用Ⅱ種試験第2次試験(盛岡市)
5. 10. 26～11. 2	県職員採用Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
5. 11. 6～11. 14	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
5. 11. 8	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考合格発表
5. 11. 10	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
5. 11. 15	第17回人事委員会定例会
5. 11. 16	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
5. 11. 22	第18回人事委員会定例会
5. 11. 24	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
5. 11. 28	障がい者を対象とした県職員採用選考第2次選考(盛岡市)
5. 12. 1	第19回人事委員会定例会
5. 12. 15	障がい者を対象とした県職員採用選考最終合格発表
5. 12. 19	第1回「現場職員の声を聴く会」(盛岡第四高等学校・黒沢尻工業高等学校)
5. 12. 21	第20回人事委員会定例会
5. 12. 26～6. 1. 16	県任期付職員採用試験(第1回)申込受付
5. 12. 26～6. 2. 8	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2024(全12回)
5. 12. 26～6. 1. 18	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2024(技術系職種編)(全13回)
6. 1. 11	第21回人事委員会定例会
6. 1. 25	第22回人事委員会定例会
6. 1. 26	県任期付職員採用試験(第1回)第1次試験合格発表
6. 2. 1、2. 8	第2回「現場職員の声を聴く会」(岩手県警察本部・県南広域振興局)

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
6. 2. 7	県任期付職員採用試験(第1回)第2次試験(盛岡市)
6. 2. 8	第23回人事委員会定例会
6. 2. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(青森市)
6. 2. 14～2. 29	岩手県庁若手職員フリートークONLINE(全13回)
6. 2. 15	第24回人事委員会臨時会
6. 2. 20	県任期付職員採用試験(第1回)最終合格発表
6. 2. 22	第25回人事委員会定例会
6. 2. 27～3. 15	県任期付職員採用試験(第2回)申込受付
6. 2. 29、3. 6	高校生等向け岩手県職員・警察官業務説明会2024(2. 29:Zoom、3. 6:盛岡市)
6. 2	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(書面開催)
6. 3. 1～3. 14	令和6年度県職員採用I種試験アピール試験型(先行実施枠)申込受付
6. 3. 1～3. 22	令和6年度警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
6. 3. 8	第26回人事委員会臨時会
6. 3. 14	第27回人事委員会定例会
6. 3. 21	第28回人事委員会定例会
6. 3. 28	県任期付職員採用試験(第2回)第1次試験合格発表

(7) 諸会議等

令和4年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第131回総会	R 5. 6. 29 (東京都)	【永年勤続者の表彰】  【議 事】 1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業計画案及び予算案について 3 第132回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年専門部会の運営について  【報 告】 1 令和4・5年度専門部会の中間報告について 2 第65回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第66回公平審査事務研修会について 4 令和5年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 5 ブロック活動状況報告について  【役員選挙】
第66回公平審査 事務研修会	R 5. 7. 6～7 (札幌市)	【講 演】 「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 鎌倉 静香 氏  【分科会研究討議】 ・ 第1～3分科会：研究テーマ1 心身の故障が疑われる職員に対する地公法28条1項3号を 適用した分限免職処分について ・ 第4～6分科会：研究テーマ2 不妊治療に関するハラスメントによる懲戒免職処分につ いて ・ 各研究テーマの講評及び質疑応答 講評 人事院公平審査局審議官 鈴木 敏之 氏

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	R 5. 5 (書面決議)	<p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度分担金について</li> <li>2 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>3 令和5年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について</li> <li>4 令和5年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について</li> <li>5 令和5年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について</li> <li>6 令和5年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について</li> </ol> <p>【報 告】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度全国人事委員会連合会理事の選出について</li> <li>2 令和5年度全国人事委員会連合会に係る日程等について</li> </ol>
委員・事務局長 合同会議	R 5. 8. 31 (秋田市)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受験者の増加に向けた取組みについて</li> <li>2 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について</li> </ol> <p>【委員会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等について</li> <li>2 大卒程度試験における面接試験について</li> </ol> <p>【事務局長会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受験者向け説明会の参加者確保について</li> <li>2 職員からの苦情相談について</li> <li>3 高校生及び専門学校生を対象とした採用広報活動について</li> <li>4 子育て支援に係る休暇制度について</li> <li>5 受験者確保のための募集広報活動について</li> <li>6 S P I 3等の実施状況について</li> </ol>

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
給与事務会議	R 5. 9. 4 (山形市)	<p>【課長・係長合同会議】</p> <p>協議事項</p> <p>1 在宅勤務等手当に係る対応について</p> <p>【課長会議】</p> <p>協議事項</p> <p>1 フレックスタイム制の実施状況等について</p> <p>2 勤務時間の把握方法について</p> <p>【係長会議】</p> <p>協議事項</p> <p>1 人事委員会報告・勧告に係る参考資料について</p> <p>聴取事項</p> <p>1 普通自動車等を使用する職員に支給する通勤手当について</p> <p>2 獣医師に係る初任給調整手当について</p> <p>3 会計年度任用職員の給与水準について</p> <p>4 人事委員会報告・勧告の構成等について</p> <p>5 人事委員会報告・勧告に向けた作業の効率化について</p> <p>6 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況</p>
任用事務会議	R 6. 2 (書面開催)	<p>【意見交換議題】</p> <p>1 大卒程度試験における先行実施（又は秋実施）試験との併願の可否について</p> <p>2 職務経験者を対象とした採用試験における受験者の専門知識や業務経験の評定方法について</p> <p>3 高卒程度試験の受験者確保対策について</p> <p>4 試験問題印刷に係る事務処理について</p> <p>5 同一職種の個別面接における面接員について</p> <p>6 マネジメント人材の確保対策について</p> <p>7 採用試験における電子化の状況について</p> <p>8 追加募集について</p> <p>9 任期付職員の採用について</p> <p>10 職員採用試験における辞退者抑制対策について</p> <p>11 説明会の開催時期・開催手法について</p> <p>12 「先行枠」試験の実施状況について</p> <p>13 郵便物の配達日繰り下げに伴う対応について</p>

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
給与事務研修会	R 6. 2. 9 (青森市)	<p>【意見交換議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主な給料表における最高号給到達者の状況について</li> <li>2 扶養手当の付け替えについて</li> <li>3 扶養手当に係る所得の取扱いについて</li> <li>4 育児休業から復帰した職員の通勤手当の支給単位の開始について</li> <li>5 通勤手当における特別料金等の取扱いについて</li> <li>6 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間について</li> <li>7 国の特地勤務手当見直しに係る対応（へき地級地との均衡の観点）について</li> <li>8 へき地学校等の指定の見直しにおけるバス路線廃止の取扱いについて</li> <li>9 管理職員の平日深夜における時間外勤務の状況について</li> <li>10 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業に従事した職員に対する手当について</li> <li>11 マネジメント人材確保対策の一環として、管理監督職群指定の検討状況等について</li> <li>12 給与制度のアップデートにおける俸給制度の見直しを踏まえた給料表の改正等について</li> <li>13 給与制度のアップデートについて</li> <li>14 職種別民間給与実態調査について</li> <li>15 民調の実施体制等について</li> <li>16 支払監理の実施状況について</li> <li>17 支払監理事務の具体的な手法について</li> <li>18 委員会業務におけるデジタルツールの活用等について</li> </ol>

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	R 5. 8. 25 (Web 開催)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員の任用・勤務条件等について</li> <li>2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>3 給与及び定員管理の諸問題について</li> <li>4 人事院の勧告について</li> <li>5 地方公務員等共済組合制度における「マイナンバー情報総点検」への対応について</li> <li>6 職員の生活設計の支援に関する厚生施策の一層の推進について</li> <li>7 地方公務員の労働安全衛生について</li> <li>8 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について</li> <li>9 地方行革について</li> <li>10 地域 DX 推進に向けたデジタル人材の確保・育成に係る支援策について</li> <li>11 自治大学校の研修事業について</li> <li>12 消防行政について</li> </ol>

# 任 用 関 係 事 務



## 2 任用関係事務

### (1) 概況

#### ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意工夫を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、年々減少傾向にあり、民間企業の採用活動の早期化や他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになってきたことから、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、様々な媒体を活用し、任命権者と連携しながら、単なる試験情報の提供にとどまらず、本県行政の実情や業務内容、働き方改革の実施状況等の理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

令和5年度は、職員募集案内ホームページをリニューアルし、必要な情報を見つけやすいよう掲載情報を整理してアクセス改善を行った。

例年実施している人事委員会事務局主催の説明会については、引き続きオンライン形式で開催した。全職種を対象とした「岩手県庁jobモールオンラインセミナー」、技術系職種対象の「岩手県庁jobモールオンラインセミナー技術系職種編」のほか、県庁ナビゲータが対応する「岩手県庁若手職員フリートーク」を12月から2月にかけて実施した。

#### イ 競争試験の概要

令和5年度に実施した採用試験の実施状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を14に分けて実施しており、令和5年度は全14職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は6職種、警察官採用試験は4職種で実施した。このほか、任命権者からの要請を受けて任期付職員試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、東京都(警視庁)の依頼を受けて共同で実施した。東京都の当初採用予定数の合計は5人(前年度と同数)であり、最終合格者は1人(対前年度比1人増)であった。

令和5年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

また、全試験の平成26年度以降の申込者数等の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験、警察官採用試験共に申込者数及び受験者数は年々減少傾向にある。

#### ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は15人(前年度比2人増)、選考による昇任は6人(同2人減)で、合計21人(前年度と同数)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは9人(同3人減)であった。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施している。

また、警察官(武道指導)採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考及び県職員(教育行政職)採用選考を実施した。

(2) 採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

令和5年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
Ⅰ種 (先行実施枠)	第1次試験	5.3.1~ 3.17	5.4.23	盛岡市、東京都	(5.4.28)
	第2次試験		5.5.20~5.21	盛岡市	5.5.31 (5.6.1)
Ⅰ種 (一般行政 A)	第1次試験	5.4.24~ 5.19	5.6.18	盛岡市、東京都	(5.6.23)
	第2次試験		4.7.4~7.7、 7.10~7.11	盛岡市	(5.7.20)
	第3次試験		5.7.28、7.31、 8.1、8.3	盛岡市	5.8.9 (5.8.10)
Ⅰ種 (一般行政A 以外)	第1次試験	5.4.24~ 5.19	5.6.18	盛岡市、東京都	(5.6.23)
	第2次試験		5.7.13~7.25	盛岡市	5.8.9 (5.8.10)
Ⅱ種	第1次試験	5.7.1~ 8.4	5.9.24	盛岡市	(5.10.10)
	第2次試験		5.11.1、11.2	盛岡市	5.11.15 (5.11.16)
Ⅲ種	第1次試験	5.7.1~ 8.4	5.9.24	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(5.10.10)
	第2次試験		5.10.26~11.2	盛岡市	5.11.15 (5.11.16)
警察官A (男性)	第1次試験	5.4.24~ 6.9	5.7.9	盛岡市、東京都	(5.7.20)
	第2次試験		5.8.23、8.25 8.28、8.29	盛岡市	5.9.7 (5.9.8)
警察官A (女性)	第1次試験	5.4.24~ 6.9	5.7.9	盛岡市、東京都	(5.7.20)
	第2次試験		5.8.23、8.25、 8.28、8.29	盛岡市	5.9.7 (5.9.8)
警察官B (男性)	第1次試験	5.7.1~ 8.4	5.9.17	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(5.10.5)
	第2次試験		5.11.6、11.7、 11.10、11.13、11.14	盛岡市	5.11.22 (5.11.24)
警察官B (女性)	第1次試験	5.7.1~ 8.4	5.9.17	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(5.10.5)
	第2次試験		5.11.6、11.7、 11.10、11.13、11.14	盛岡市	5.11.22 (5.11.24)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	5.12.26~ 6.1.16	-	(書類提出による選 考)	(6.1.26)
	第2次試験		6.2.7	盛岡市	6.2.15 (6.2.20)

※ 任期付職員について、令和6年度にわたって実施した試験は除いているものであること。

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

令和5年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(令和5年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成14年4月2日以降に生まれた者(令和5年4月1日における年齢が21歳未満の者)で大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B)</p> <p>昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(令和5年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○アピールシート試験 (一般行政B及び総合土木B、事前提出)</p> <p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式70題70分 (SPI3)</p> <p>○専門試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (一般行政Aは10題の必須解答を含む50題中40題の選択解答制、総合土木A及び環境化学・食品衛生は50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 記述式2題60分 (5題中2題の選択解答制)</p>	<p>○論文試験※ (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 課題1題80分 (一般行政B) 課題1題60分</p> <p>○人物試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 個別面接 (一般行政A以外は1日2回実施) 適性検査</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 個別面接 (冒頭にアピールシートに基づくプレゼンテーション実施)</p>	<p>○人物試験 (一般行政A) 個別面接 グループワーク</p>

※ I種一般行政Aの論文試験は第1次試験の日に実施。この論文試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映されるものであること。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
II種	<p>昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(令和5年4月1日における年齢が19歳以上35歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>○論文試験 課題1題80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 適性検査</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅲ種	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（令和5年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者）ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題120分  <input type="radio"/> 専門試験 （総合土木、機械及び電気） 多肢選択式40題120分  （林業） 短答式10題及び記述式2題 120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査
警察官 A	（警察官A（男性）） 昭和63年4月2日以降に生まれた男性（令和5年4月1日における年齢が35歳未満の男性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者  （警察官A（女性）） 昭和63年4月2日以降に生まれた女性（令和5年4月1日における年齢が35歳未満の女性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制）  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分  <input type="radio"/> 人物試験① 適性検査	<input type="radio"/> 人物試験② 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査  <input type="radio"/> 体力検査
警察官 B	（警察官B（男性）） 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性（令和5年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の男性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。  （警察官B（女性）） 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性（令和5年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の女性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分  <input type="radio"/> 人物試験① 適性検査	<input type="radio"/> 人物試験② 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査  <input type="radio"/> 体力検査
任期付 職員	（総合土木） 次のいずれかの要件を満たしている者（令和5年12月末現在） (ア) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格相当の実務経験を有する者	<input type="radio"/> 記述試験 受験申込時に提出された書類による選考	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接

※ 任期付職員について、令和6年度にわたって実施した試験は除いているものであること。

ウ 令和5年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験実施結果

	試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (D)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減
			申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D)	受験者数	合格者数 (D)			
県	一般行政A	40	200 (84)	139 (66)	117 (55)	69.5	1.2	111 (52)	70 (38)	69 (38)	52 (29)	2.7	65 (31)	▲13 (▲2)
	一般行政B (先行実施枠)	9	171 (75)	137 (64)	25 (8)	80.1	5.5	24 (8)	11 (4)	/	/	12.5	/	11 (4)
	一般行政B (通常枠)	3	77 (25)	53 (19)	7 (2)	68.8	7.6	7 (2)	3 (1)	/	/	17.7	11 (4)	▲8 (▲3)
	社会福祉	9	24 (13)	19 (10)	17 (8)	79.2	1.1	17 (8)	10 (6)	/	/	1.9	16 (12)	▲6 (▲6)
	心理	5	11 (8)	7 (5)	7 (5)	63.6	1.0	7 (5)	7 (5)	/	/	1.0	3 (3)	4 (2)
	農学	10	22 (8)	17 (7)	16 (6)	77.3	1.1	14 (6)	10 (5)	/	/	1.7	9 (4)	1 (1)
	畜産	3	4 (2)	4 (2)	4 (2)	100.0	1.0	4 (2)	2 (1)	/	/	2.0	3 (2)	▲1 (▲1)
	林学	7	9 (3)	6 (2)	4 (2)	66.7	1.5	3 (1)	3 (1)	/	/	2.0	3 (2)	0 (▲1)
	水産	2	8 (1)	7 (1)	6 (0)	87.5	1.2	3 (0)	3 (0)	/	/	2.3	3 (0)	0 (0)
	総合土木A	11	14 (3)	11 (2)	10 (2)	78.6	1.1	7 (2)	5 (2)	/	/	2.2	11 (1)	▲6 (▲1)
	総合土木B (先行実施枠)	1	6 (4)	4 (3)	3 (2)	66.7	1.3	1 (0)	1 (0)	/	/	4.0	/	1 (0)
	総合土木B (通常枠)	1	1 (0)	1 (0)	0 (0)	100.0	/	/	/	/	/	/	1 (0)	▲1 (▲0)
	建築	1	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0	/	/	/	/	/	/	0 (0)	0 (0)
	機械	1	4 (0)	4 (0)	4 (0)	100.0	1.0	3 (0)	1 (0)	/	/	4.0	0 (0)	1 (0)
電気	1	3 (0)	3 (0)	2 (0)	100.0	1.5	2 (0)	1 (0)	/	/	3.0	1 (0)	0 (0)	
環境化学・ 食品衛生	6	12 (4)	9 (3)	8 (3)	75.0	1.1	8 (3)	8 (3)	/	/	1.1	9 (2)	▲1 (▲1)	
計(14職種)	110	568 (231) [40.7%]	421 (184) [43.7%]	230 (95) [41.3%]	74.1	1.8	211 (89) [42.2%]	135 (66) [48.9%]	169 (75) [44.4%]	117 (57) [48.7%]	3.6	135 (61) [45.1%]	▲18 (▲4) [3.6%増]	
種	一般事務	7	111 (49)	65 (27)	22 (9)	58.6	3.0	17 (7)	10 (5)	/	/	6.5	15 (6)	▲5 (▲1)
	警察事務	4	49 (33)	23 (15)	12 (7)	46.9	1.9	11 (7)	5 (2)	/	/	4.6	9 (4)	▲4 (▲2)
	計(2職種)	11	160 (82) [51.3%]	88 (42) [47.7%]	34 (16) [47.1%]	55.0	2.6	28 (14) [50.0%]	15 (7) [46.7%]	/	/	5.9	24 (10) [41.6%]	▲9 (▲3) [5.1%増]
員	一般事務	32	204 (65)	188 (58)	100 (34)	92.2	1.9	96 (34)	51 (16)	/	/	3.7	62 (34)	▲11 (▲18)
	警察事務	4	26 (16)	17 (10)	11 (7)	65.4	1.5	11 (7)	4 (4)	/	/	4.3	6 (6)	▲2 (▲2)
	林業	1	10 (3)	2 (1)	2 (1)	20.0	1.0	2 (1)	2 (1)	/	/	1.0	2 (2)	0 (▲1)
	総合土木	2	7 (0)	5 (0)	5 (0)	71.4	1.0	5 (0)	4 (0)	/	/	1.3	4 (0)	0 (0)
	機械	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)	0 (0)	/	/	-	1 (0)	▲1 (▲0)
	電気	2	2 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0	1.0	2 (0)	2 (0)	/	/	1.0	1 (1)	1 (▲1)
	計(6職種)	42	249 (84) [33.7%]	214 (69) [32.2%]	120 (42) [35.0%]	85.9	1.8	116 (42) [36.2%]	63 (21) [33.3%]	/	/	3.4	76 (43) [56.5%]	▲13 (▲22) [23.2%増]
県職員計(22職種)	163	977 (397) [40.6%]	723 (295) [40.8%]	384 (153) [39.8%]	74.0	1.9	355 (145) [40.8%]	213 (94) [44.1%]	313 (131) [41.8%]	195 (85) [43.5%]	3.7	235 (114) [48.5%]	▲40 (▲29) [5.0%減]	
警察官	警察官A(男性)	34	105 <4>	69 <4>	58	65.7	1.2	44	32	/	/	2.2	46	▲14
	警察官A(女性)	10	56	38	31	67.9	1.2	18	15	/	/	2.5	14	1
	小計	44	161	107	89	66.5	1.2	62	47	/	/	2.3	60	▲13
	警察官B(男性)	36	126 <0>	104 <0>	83	82.5	1.3	80	43	/	/	2.4	42	1
	警察官B(女性)	10	52	43	36	82.7	1.2	36	10	/	/	4.3	10	0
	小計	46	178	147	119	82.6	1.2	116	53	/	/	2.8	52	1
警察官計(4職種)	90	339 [40.6%]	254 [40.8%]	208 [39.8%]	74.9	1.2	178 [40.8%]	100 [44.1%]	/	/	2.5	112 [48.5%]	▲12 [5.0%減]	
県職員・警察官計(26職種)	253	1,316 (505) [38.4%]	977 (376) [38.5%]	592 (220) [37.2%]	74.2	1.7	533 (199) [37.3%]	313 (119) [38.0%]	491 (185) [37.7%]	295 (110) [37.3%]	3.3	347 (138) [39.7%]	▲52 (▲28) [2.4%減]	
任期付	総合土木	11	9 (0)	8 (0)	8 (0)	88.9	1.0	7 (0)	7 (0)	/	/	1.1	-	8 (0)
	計(1職種)	11	9 (0) [0.0%]	8 (0) [0.0%]	8 (0) [0.0%]	88.9	1.0	7 (0) [0.0%]	7 (0) [0.0%]	/	/	1.1	-	8 (0) [0.0%増]
全合計(27職種)	264	1,325 (505) [38.1%]	985 (376) [38.2%]	600 (220) [36.7%]	74.3	1.6	540 (199) [36.9%]	320 (119) [37.2%]	498 (185) [37.1%]	302 (110) [36.4%]	3.3	347 (138) [39.8%]	▲45 (▲28) [3.3%減]	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。  
 2 ( )内は、女性の内数、[ ]内は女性の占める割合(増減)である。  
 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。  
 4 任期付の数は、令和5年度中に最終合格者を発表した試験における数である。(令和6年度にわたって実施した試験の数は含まない。)  
 5 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第3次試験欄はⅠ種一般行政A以外の職種区分にあっては、第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

エ 令和5年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用候補者の採用状況等

(令和6年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分		採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A) - (B) + (C)	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
							$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$			
		人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ	一般行政 A	40	52	30	22	0	100.0	42.3	51	▲ 21	
	一般行政 B (先行実施枠)	9	11	6	5	0	100.0	45.5	-	6	
	一般行政 B (通常枠)	3	3	2	1	0	100.0	33.3	10	▲ 8	
	社会福祉	9	10	10	0	0	100.0	0.0	15	▲ 5	
	心理	5	7	7	0	0	100.0	0.0	2	5	
	農学	10	10	10	0	0	100.0	0.0	8	2	
	畜産	3	2	2	0	0	100.0	0.0	3	▲ 1	
	林学	7	3	2	1	0	100.0	33.3	2	0	
	水産	2	3	3	0	0	100.0	0.0	3	0	
	総合土木 A	11	5	4	1	0	100.0	20.0	8	▲ 4	
	総合土木 B (先行実施枠)	1	1	0	1	0	-	100.0	-	0	
	総合土木 B (通常枠)	1	0	0	0	0	-	-	1	▲ 1	
	建築	1	0	0	0	0	-	-	0	0	
	機械	1	1	1	0	0	100.0	0.0	0	1	
	電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0	
	環境化学・ 食品衛生	6	8	7	1	0	100.0	12.5	5	2	
	計(14職種)	110	117	85	32	0	100.0	27.4	109	▲ 24	
	Ⅱ	一般事務	7	10	9	1	0	100.0	10.0	11	▲ 2
		警察事務	4	5	5	0	0	100.0	0.0	9	▲ 4
		計(2職種)	11	15	14	1	0	100.0	6.7	20	▲ 6
	Ⅲ	一般事務	32	51	26	25	0	100.0	49.0	42	▲ 16
		警察事務	4	4	4	0	0	100.0	0.0	5	▲ 1
林業		1	2	1	1	0	100.0	50.0	0	1	
総合土木		2	4	1	3	0	100.0	75.0	1	0	
機械		1	0	0	0	0	-	-	1	▲ 1	
電気		1	2	2	0	0	100.0	0.0	1	1	
計(6職種)		41	63	34	29	0	100.0	46.0	50	▲ 16	
県職員計(22職種)		162	195	133	62	0	100.0	31.8	179	▲ 46	
警察官	警察官 A (男性)	34	32	23	9	0	100.0	28.1	26	▲ 3	
	警察官 A (女性)	10	15	13	2	0	100.0	13.3	10	3	
	警察官 B (男性)	34	43	37	6	0	100.0	14.0	38	▲ 1	
	警察官 B (女性)	10	10	10	0	0	100.0	0.0	10	0	
	計(4職種)	88	100	83	17	0	100.0	17.0	84	▲ 1	
県職員・警察官計(26職種)		250	295	216	79	0	100.0	26.8	263	▲ 47	
任期付	総合土木	11	7	6	1	0	100.0	14.3	-	6	
	計(1職種)	11	7	6	1	0	100.0	14.3	-	6	
県職員・警察官計(26職種)		261	302	222	80	0	100.0	26.5	263	▲ 41	

(注) 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

才 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
県	種	申込者数(人)	904 (627)	803 (543)	759 (516)	747 (504)	634 (446)	563 (397)	570 (391)	494 (352)	433 (289)	568 (231)
		受験者数(人)	704 (477)	657 (441)	590 (399)	566 (368)	490 (344)	434 (311)	447 (301)	398 (286)	299 (194)	421 (184)
		合格者数(人)	141 (65)	174 (75)	134 (50)	139 (59)	140 (61)	155 (76)	178 (86)	139 (83)	135 (76)	117 (57)
		最終倍率(倍)	5.0 (7.3)	3.8 (5.9)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)	3.5 (5.6)	2.8 (4.1)	2.5 (3.5)	2.9 (3.4)	2.2 (2.6)	3.6 (3.2)
	種	申込者数(人)	380 (380)	343 (343)	318 (318)	281 (281)	238 (238)	212 (212)	188 (188)	190 (190)	218 (218)	160 (82)
		受験者数(人)	306 (306)	272 (253)	253 (253)	206 (206)	178 (178)	124 (124)	101 (101)	119 (119)	126 (126)	88 (42)
		合格者数(人)	28 (28)	28 (28)	36 (36)	35 (35)	44 (44)	30 (30)	12 (12)	27 (27)	24 (24)	15 (7)
		最終倍率(倍)	10.9 (10.9)	9.7 (9.7)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)	4.0 (4.0)	4.1 (4.1)	8.4 (8.4)	4.4 (4.4)	5.3 (5.3)	5.9 (6.0)
	種	申込者数(人)	407 (394)	465 (434)	345 (310)	364 (334)	435 (410)	388 (363)	380 (353)	394 (362)	356 (331)	249 (84)
		受験者数(人)	385 (373)	427 (404)	322 (289)	339 (310)	413 (389)	350 (326)	350 (326)	352 (327)	312 (301)	214 (69)
		合格者数(人)	65 (54)	90 (75)	77 (63)	94 (79)	95 (81)	99 (84)	90 (79)	92 (84)	76 (68)	63 (21)
		最終倍率(倍)	5.9 (6.9)	4.7 (5.4)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)	4.3 (4.8)	3.5 (3.9)	3.9 (4.1)	3.8 (3.9)	4.1 (4.4)	3.4 (3.3)
員	申込者数(人)	1,691 (1,401)	1,611 (1,320)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	1,307 (1,094)	1,163 (972)	1,138 (932)	1,078 (904)	1,007 (838)	977 (397)	
	受験者数(人)	1,395 (1,156)	1,356 (1,117)	1,165 (941)	1,111 (884)	1,081 (911)	908 (761)	898 (728)	869 (732)	737 (621)	723 (295)	
	合格者数(人)	234 (147)	292 (178)	247 (149)	268 (173)	279 (186)	284 (190)	280 (177)	258 (194)	235 (168)	195 (85)	
	最終倍率(倍)	6.0 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	3.9 (4.9)	3.2 (4.0)	3.2 (4.1)	3.4 (3.8)	3.1 (3.7)	3.7 (3.5)	
警察官	申込者数(人)	579	620	595	489	438	458	461	430	383	339	
	受験者数(人)	467	531	494	396	363	371	362	351	281	254	
	合格者数(人)	115	115	107	108	100	97	98	103	112	100	
	最終倍率(倍)	4.1	4.6	4.6	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4	2.5	2.5	
県職員・警察官計	申込者数(人)	2,270 (1,401)	2,231 (1,320)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	1,745 (1,094)	1,621 (972)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,316 (397)	
	受験者数(人)	1,862 (1,156)	1,887 (1,117)	1,659 (941)	1,507 (884)	1,444 (911)	1,279 (761)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	977 (295)	
	合格者数(人)	349 (147)	407 (178)	354 (149)	376 (173)	379 (186)	381 (190)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	295 (85)	
	最終倍率(倍)	5.3 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (3.5)	
任期付	申込者数(人)	382 (323)	369 (300)	373 (291)	313 (248)	194 (152)	116 (97)				9 (0)	
	受験者数(人)	333 (274)	313 (244)	315 (233)	261 (196)	175 (134)	90 (71)				8 (0)	
	合格者数(人)	71 (35)	93 (55)	75 (38)	73 (38)	50 (29)	26 (16)				7 (0)	
	最終倍率(倍)	4.7 (7.8)	3.4 (4.4)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	3.5 (4.6)	3.5 (4.4)				1.1 (0.0)	
合計	申込者数(人)	2,652 (1,724)	2,600 (1,620)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	1,939 (1,246)	1,737 (1,069)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,325 (397)	
	受験者数(人)	2,195 (1,430)	2,200 (1,361)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	1,619 (1,045)	1,369 (832)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	985 (295)	
	合格者数(人)	420 (182)	500 (233)	429 (187)	449 (211)	429 (215)	407 (206)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	302 (85)	
	最終倍率(倍)	5.2 (7.9)	4.4 (5.8)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (3.5)	

(注) 1 ( )内の数字は、事務系職種のものである。

2 最終倍率=受験者数/合格者数

3 平成26年度の追加募集と平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特別募集を除く。

(3) 選考による採用及び昇任

ア 選考による採用（任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く）

令和5年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表	行政職					公安職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	計		
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級		7級	6級
任命権者	知事				1																	1				2
	教育委員会	1	1											1												3
	警察本部	2					2			6																10
	計	3	1		1		2			6				1								1				15

イ 選考による昇任（任命権者に委任しているものは除く）

令和5年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表	行政職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		計	
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級	7級	6級		7級
任命権者	医療局			2											1		1				4
	企業局			1	1																2
	計			3	1										1		1				6

(4) 採用選考の実施状況

ア 令和5年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
5. 8. 1～5. 9. 15	5. 10. 22	5. 11. 28	盛 岡 市	5. 12. 15

② 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
	申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
6 人	31 人	28 人	12 人	90.3 %	2.3 倍	11 人	4 (4) 人	7.0 倍

イ 令和5年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

区 分	受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
大卒程度	5. 4. 24～5. 6. 9	5. 7. 9	5. 8. 23	盛 岡 市	5. 9. 8
高卒程度	5. 7. 1～5. 8. 4	5. 9. 17	5. 11. 10	盛 岡 市	5. 11. 24

② 採用選考の結果

区 分	採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
		申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
大卒程度	4 人	13 人	12 人	10 人	92.3 %	1.2 倍	10 人	1 (1) 人	12.0 倍
高卒程度		11 人	11 人	9 人	100.0 %	1.2 倍	9 人	2 (2) 人	5.5 倍

ウ 令和5年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
5. 4. 26～5. 6. 2	5. 6. 18	5. 8. 4	盛 岡 市	5. 8. 25

② 採用選考の結果

職 種 区 分	採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
		申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
一般事務	若干人	3 人	3 人	2 人	100.0 %	1.5 倍	2 人	0 (0) 人	-
総合土木	若干人	1 人	1 人	1 人	100.0 %	1.0 倍	1 人	1 (1) 人	1.0 倍

エ 令和5年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
5. 4. 21～5. 5. 31	5. 7. 22	5. 8. 18	盛 岡 市	5. 9. 1

② 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
	申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) × 100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
1 人	6 人	6 人	5 人	100.0 %	1.2 倍	5 人	1 (1) 人	6.0 倍



# 給 与 関 係 事 務



### 3 給与関係事務

#### (1) 令和5年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和5年10月17日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 【報告】

##### I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

##### II 職員の給与に関する事項

#### 1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

##### ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,547人であり、昨年に比べ384人（2.3%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で229人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は42.8歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)適用者の45.1歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.6歳が最も低くなっている。

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,182人と最も多く、次いで50歳から54歳までの3,157人となっている。

##### イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は386,924円であり、昨年に比べ1,016円（0.3%）の減少となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は347,536円であり、昨年に比べ428円（0.1%）の減少となっている。

##### ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は21.0年で、昨年に比べ0.2年短くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の22.6年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.7年が最も短くなっている。

##### エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性58.2%、女性41.8%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

##### オ 学歴別構成及び就学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.01%）であり、全区分において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

## (2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所522（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の2,781人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、89.3%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### ア 初任給の状況

新規卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で17.7%（昨年10.9%）、高校卒で13.6%（同15.3%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で49.7%（同31.5%）、高校卒で52.6%（同45.2%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で192,953円（同201,530円）、高校卒で166,722円（同164,190円）となっている。

### イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で49.8%（昨年36.2%）、課長級では40.7%（同27.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で7.8%（同9.9%）、課長級では11.6%（同13.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で82.5%（同86.7%）、課長級では70.6%（同81.7%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で28.0%（同30.0%）、課長級では22.0%（同24.7%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で5.4%（同4.7%）、課長級で5.5%（同8.1%）となっている。

## (3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では4.1%増加し、全国では3.5%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ136,530円、172,900円及び209,260円となっている。

## 2 職員の給与水準

### (1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

#### ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレース方式により精密に比較を行った。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,836円（1.10%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

公 民 比 較 給 与		較 差 ( A ) - ( B )	
民 間 ( A )	職 員 ( B )	較 差 額	較 差 率
351,454 円	347,618 円	3,836 円	1.10 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差 (\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.49月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.40月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っていた。

民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	359,076 円
	上半期 (A2)	361,169 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	794,868 円
	上半期 (B2)	824,249 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.21 月分
	上半期 (B2/A2)	2.28 月分
	計	4.49 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和4年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.6となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

#### 4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

##### (1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を3,869円(0.96%)下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表全体を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を3,836円(1.10%)下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

##### (2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.40月分)が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合(4.49月分)を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとする。

なお、本年度は12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降は、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当に均等になるよう配分することとする。

定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、2.35月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、支給期への配分については職員と同様とすることとする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分とすることが適当である。支給期への配分については職員と同様とすることとする。

#### 5 給与制度の改正等

##### (1) 在宅勤務等手当

人事院においては、民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況も踏まえ、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告したところである。

本県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、公務において在宅勤務の働き方の導入が進められてきたところであるが、在宅勤務関連手当を支給する県内の民間事業所の割合等が全国の調査結果と異なる状況にあることや、在宅勤務時の適正な勤怠管理等の運用上の解決すべき課題もあることから、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の在宅勤務の運用状況も踏まえて手当の必要性等について検討する必要があると考える。

##### (2) 給与制度のアップデート

人事院においては、社会や公務の変化に応じた人事管理が求められる中で、給与制度についても様々な側面からアップデートを図っていく必要があるとして、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンス

の向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」の3つの視点から、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示したところである。

本県においても、有為な人材確保のための取組や柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備等は重要な課題であることから、国の検討の進捗状況を注視しつつ、給与制度の見直しの必要性について検討する必要があると考える。

(3) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が本年5月8日に公布され、令和6年4月1日から勤勉手当の支給ができることとされたことから、同法の趣旨を踏まえ、職員との均衡を考慮して手当の支給月数や制度の詳細を検討する必要があると考える。

### III 公務運営に関する事項

#### 1 人材の確保及び育成

##### (1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展など、複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員の確保・育成が重要である。

（採用試験受験者の状況）

受験者確保に向けて、本委員会では、様々な媒体を活用した広報活動による志望者の掘り起こしや、年齢上限の引上げなどの採用試験の見直しを行ってきたほか、任命権者においてもインターンシップの受入れや各種広報活動などの取組を行ってきたところである。

I種一般行政職（以下「一般行政職」という。）については、昨年度まで受験者数の減少傾向が継続している状況にあったことから、大学生の就職活動が早期化していることなどを踏まえ、これまでの6月の試験に加え、4月にも新たに試験を実施した結果、受験者数・受験倍率が上昇した。

一方で、I種専門職や警察官（以下「専門職等」という。）については、業務説明会等の実施に加え、OB・OG訪問の受入れなどにより受験者確保に取り組んできたが、受験倍率が2倍に達しない職種や採用予定者数を確保できない職種もあるなど依然として厳しい状況が続いている。

（今後の取組の方向性）

今後とも受験者の減少が継続する場合には、県の組織の適切な運営に多大な影響をもたらすことが強く懸念される。

本委員会としては、本年の採用試験の結果やこれまでの受験者確保のための取組を踏まえ、任命権者や地元大学とも連携しながら、「採用試験の見直しの検討」、「専門職を志望する学生等の確保」及び「受験者層に向けた広報活動の展開」に重点を置き、人材確保の取組を進めていく。

##### ア 採用試験の見直しの検討

一般行政職については、採用試験の見直しによる一定の効果があったことから、当該試験を継続していく。

専門職等については、一般行政職の採用試験の見直し内容も参考にするとともに、大学生の就職活動の状況等を踏まえながら、受験者の増加につながるよう採用試験の見直しを検討していく。

##### イ 専門職等を志望する学生等の確保

任命権者においては、インターンシップやOB・OG訪問の受入れに加え、大学を訪問しての業務説明会や県の施設見学と合わせた業務説明会を実施しているほか、都道府県等での職務経験を有する者を対象とした専門職等の確保を進めており、これらの取組の継続が必要と考える。

本委員会としても、専門職等の業務内容等を伝える先輩職員である「岩手県庁ナビゲータ」等を活用し、専門職等の仕事の内容ややりがい等についてきめ細やかに伝えるなど任命権者とともに、専門職等を志望する学生等の確保に取り組んでいく。

##### ウ 受験者層に向けた広報活動の展開

受験者層の多くが、職員募集ホームページから情報を得ている状況にあることから、受験者が必要とする情報のニーズ把握に努めながら、発信内容の一層の充実を図っていく。

また、オンラインセミナーや高校生を対象とした業務説明会は、県職員への志望を動機付ける機会であることから、継続して実施するほか、任命権者が行う選考採用情報について、引き続き職員募集ホームページを活用した情報発信を行うとともに、オンラインセミナーでの社会人向けの説明機会の拡充に取り組んでいく。

(障がいのある職員の採用・定着)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を進めるとともに、障がいのある職員の更なる定着を促進するため、やりがいを感じ、いきいきと働くことができる職場環境の整備を進めており、これらの取組の継続が必要である。

本委員会では、採用選考の年齢上限の引上げなどの受験機会の拡大を図っており、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

## (2) 人材育成

職員の育成は、複雑かつ多様化する行政課題、働き方やキャリア形成等に関する職員の意識の変化などを的確に捉え、体系的・計画的に推進することが重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、人材育成基本方針に基づく基本研修、選択研修、特別研修等により、新採用職員から管理監督者まで、体系的な人材育成を進めているほか、若手職員の指導を担う中堅職員の育成スキルの習得支援等にも取り組んでいる。

(任命権者への要請)

今後も、若手職員からベテラン職員まで、それまでに得た経験や培った能力を職務に十分に生かせるよう、職位に応じた研修を充実する必要がある。

特に若手職員が能力向上への意欲を高く持てるよう、選択研修等への参加を後押しする職場環境づくりにも取り組んでいく必要がある。

さらに、若手職員は、採用時や初めての異動後など、新たな業務への不安や悩みを抱えやすいことから、これらの職員を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

また、本県においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が推進される中、業務のデジタル化等に対応するため、デジタル技術の習得や知識の向上に取り組む必要がある。

(女性職員の活躍推進)

本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は、令和5年度、全体で33.2%であり、女性職員の比率が高まっている。

今後も女性職員の割合は増加し、管理職に占める女性職員の割合も増加することが見込まれる。

任命権者においては、女性リーダー養成やキャリア形成等に関する研修を一層充実するとともに、ジョブローテーションによる段階的な能力向上を図ることが望まれるほか、管理職の研修などにより、女性活躍に向けた職場環境づくりに取り組むことも重要である。

## 2 勤務環境の整備

県では、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期行政経営プランを策定し、出産・育児・介護など生活の状況や、組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、高いパフォーマンスを発揮し続けることを目指し、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。

こうした中、新型コロナウイルス感染症流行後、職員ひとり一台端末のノート化や通信環境の整備、電子決裁・文書管理システムの導入などにより、場所にとらわれない働き方が可能となるテレワーク環境の整備が進んだほか、在宅勤務制度や時差通勤の対象職員等の拡充、フレックスタイム制の導入など、柔軟な働き方にも取り組んできたところである。

これらの取組を踏まえながら、長時間勤務の解消や休暇の取得促進による働き方改革の推進や、両立支援、職員の健康管理、ハラスメント対策の取組を重点的に進め、良好な勤務環境の整備を一層推進していく必要がある。

また、こうした取組を進めることが、公務職場の魅力を高め、多様で有為な人材の確保にもつながるものとする。

#### (1) 長時間勤務の解消

全ての職員が十分な能力を発揮できるようにするためには、働き方改革を進め、総労働時間を削減する必要がある。そのためには、長時間勤務の解消とともに休暇の取得促進や業務の効率化を進めていく必要がある。

##### (任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や、職員の働き方に係る意識改革推進等の取組を進めてきたところである。

加えて、電子決裁・文書管理システムの本格運用が始まるなど、デジタル技術等を活用した業務の効率化も進められているところである。

しかしながら、こうした取組を進めてはいるが、令和4年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、警察本部において減少したものの、知事部局及び教育委員会においては増加しているほか、特に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、上限規制の制度導入以来増加しており、改善に至っていない。

##### (任命権者への要請)

任命権者においては、これまでの長時間勤務の解消に向けた各種取組を継続して実施するとともに、加えてデジタル技術を活用した業務の効率化や省力化に取り組んでいく必要がある。

また、本委員会において、上限規制導入後の現状を踏まえ、特に他律的部署における改善を図るため、上限を超えて超過勤務を命じられた職員に共通する主な業務内容の分析調査を実施したところ、割合の高かった業務内容は「県議会対応業務」、「新型コロナウイルス感染症対応業務」、「予算・会計関係業務」及び「人事・給与関係業務」であった。

県議会対応業務については、これまでも県議会の御理解と御協力により、質問通告の一部早期化等の改善がなされてきたところであるが、県議会対応業務の改善を通じた長時間勤務の縮減が進むよう、任命権者においては業務の効率化を図るとともに、引き続き県議会の御理解と御協力を求めていくことも必要とする。

予算・会計関係業務や人事・給与関係業務については、任命権者において業務内容の分析を行い、第2期行政経営プランに基づき、改善に向け業務の効率化を図っていく必要がある。

こうした取組によってもなお、恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

##### (人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等に加え、上記調査結果等に基づいた取組の実施により現状が改善されるよう、任命権者との意見交換を行いながら、制度の趣旨に基づいた指導・助言を継続して行っていく。

また、事業場調査を通じて、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要とする事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むようきめ細かく支援するなど、労働基準監督機関として適切な指導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

##### (教育職員の長時間勤務の解消)

教育委員会では、「岩手県教職員働き方改革プラン(2021~2023)」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務に対する教育職員の充実感等の向上を目指した具体的取組を進めてきたところであり、特に月100時間以上の長時間勤務の職員数は着実に減少してきている。

今後も、同プランの実現に向け、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、教育職員の長時間勤務の解消と健康の保持増進に向けた取組を一層推進していく必要がある。

加えて、文部科学省においては、令和6年度からの3年間を学校の働き方改革の集中改革期間として取り組むこととしたところであり、教育委員会においても令和6年度以降の教育職員の働き方改革の実

現に向けた取組を検討し、一層の改善を図っていく必要がある。

(休暇の取得促進)

一部の職員を除き公務員には適用されないが、労働基準法により、年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられている趣旨を踏まえ、任命権者においては、職員の健康の保持増進を図る観点からも、引き続き年次休暇の計画的な取得を促進していく必要がある。

また、人事院においては、夏季休暇の使用可能期間の拡大措置について報告したところであるが、本県においても、7月から9月までの使用可能期間内に取得することが困難な状況が一部の職員に生じていることから、使用可能期間の拡大について実態を踏まえた検討を行う必要がある。

## (2) 両立支援の推進

両立支援の推進については、仕事と育児・介護等の両立支援のため、休暇制度等の整備・拡充と併せて、休暇を取得しやすい職場環境の整備等にも取り組んできたところである。

一方、近年、ワーク・ライフ・バランスに対する意識が高まったことや働き方に対するニーズの多様化に目が向けられるようになったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い新しい働き方が広く認識されるようになったことなどから、より柔軟な働き方を推進する施策が求められている。フレックスタイム制等による柔軟な働き方は、育児・介護等のために時間制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスに資するだけでなく、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を可能とするものである。

(任命権者の取組)

任命権者においては、両立支援の制度や情報を集約したハンドブック等に、令和4年10月から創設された、いわゆる産後パパ育休等の新しい制度を加え、育児休業制度の周知に努めてきたほか、男性職員の育児取得体験談の紹介による職員の意識醸成や、管理職員への直接的な働きかけを行いながら育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んできている。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率は、任命権者により差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇しており、特に、警察本部においては、令和3年度18.8%から令和4年度77.6%と4倍以上の大きな伸びとなっている。

加えて、職員が働きながら個々の事情に応じたライフスタイルとの両立ができるよう、時差通勤の拡充や休憩時間の弾力化、育児・介護等を行う職員を対象としたフレックスタイム制や在宅勤務制度の導入など、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる環境も整備されてきたところである。

(任命権者への要請)

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」においては、男性地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率の政府目標を、令和7年までに1週間以上の取得率85%、令和12年までに2週間以上の取得率85%に引き上げられたことも踏まえ、取得率の向上とともに、職員が希望どおりの期間を取得できるように取り組む必要がある。

また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる環境の整備を推進するため、人事院が本年の勧告・報告で言及したフレックスタイム制の拡充や勤務間インターバルの導入について、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度の拡充等の必要性を含めた検討に取り組む必要がある。

(人事委員会の対応)

「こども未来戦略方針」における育児支援策を含め、仕事と生活の両立支援を推進するため、本委員会としても、国及び他の都道府県の動向等を注視し、より柔軟な働き方の在り方を検討していく。

## (3) 心身の健康管理

職員が仕事と家庭の両立を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、組織として職員の健康に配慮していくこと、更には経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践するという健康経営を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェックや個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化予防を図ってきたところであり、知事部局では若年層の職員向けに、健康に関わる相談ができる関係づくりを目的とした健康交流

会を実施しているほか、昨年度からはストレスチェックのオンライン実施を導入し、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち、精神疾患を原因とする職員は令和4年度においても7割を超えているほか、知事部局では若年層の職員の割合が増加している。

(任命権者への要請)

これらを踏まえ、任命権者においては、長時間勤務職員に対する健康確保措置、ストレスチェックの効果的な活用、メンタルヘルス不調者等の相談の充実に引き続き努めるとともに、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、その円滑な復帰支援のための訓練など個々の実情に応じた適切な対策を講じていく必要がある。

加えて、将来、本県の公務運営を支える若年層の職員において、精神疾患による療養者数が増加している状況を踏まえ、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、過労死等の防止の観点からも、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

#### (4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

このことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の職責は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責務がある。

また、ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりがハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

(任命権者等の取組)

任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、管理職員に対しては研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性を意識付けるとともに、「コンプライアンス確立の日」等を活用した職員に対する意識啓発を継続して行い、職員一人ひとりがハラスメント防止意識の醸成を図ることができるように取り組んでいる。

また、相談窓口体制の強化や相談受付方法の拡充など、職員がより相談しやすい環境を整備しながら、問題の解決にあたっている。

一方、本委員会が設置する苦情相談窓口に対する職員からの相談件数は、近年20件程度で推移していたところ、令和4年度は40件と大きく増加し、ハラスメントに関する苦情相談割合も、相談全体の6割を占めるようになっている。

各任命権者が設置する相談窓口に対しても、令和4年度は前年度の約1.7倍のハラスメントに関する相談が寄せられている。

(任命権者への要請)

任命権者においては、継続して、管理職員に対するハラスメント対策における役割の重要性についての意識付けを行うとともに、職員への意識啓発等、ハラスメントの発生防止対策に努める必要がある。

特に、事態を悪化させないためには迅速な対応が重要となることから、早期にその兆候を把握できるよう相談窓口の強化・周知に一層努める必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者に対して必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している相談窓口の周知を継続して行い、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップに努め、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と連携し、的確な問題解決につなげていく。

また、ハラスメント防止に係る啓発映像の放送研修や啓発教材の貸出し等職員の意識啓発にも取り組みながら、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

#### IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給については初任給を始め若年層に重点を置いた給料表全体の引上げ改定を、特別給については期末手当及び勤勉手当の双方について引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始め県が直面する様々な課題に対し、各分野において日々職務に全力を挙げて精励していると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるものである。

また、職員の適正な処遇の確保は、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と併せ、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保につながるるとともに、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

#### 【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

#### I 本年の給与改定

##### 1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

###### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

###### (2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

###### (3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

###### (7) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

###### (1) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.6月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

###### (7) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

###### (1) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

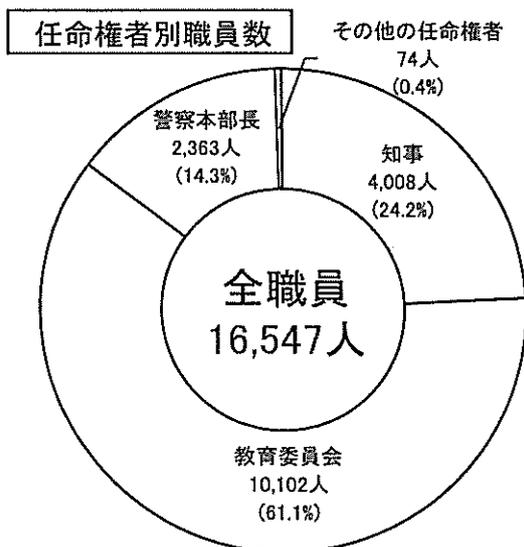
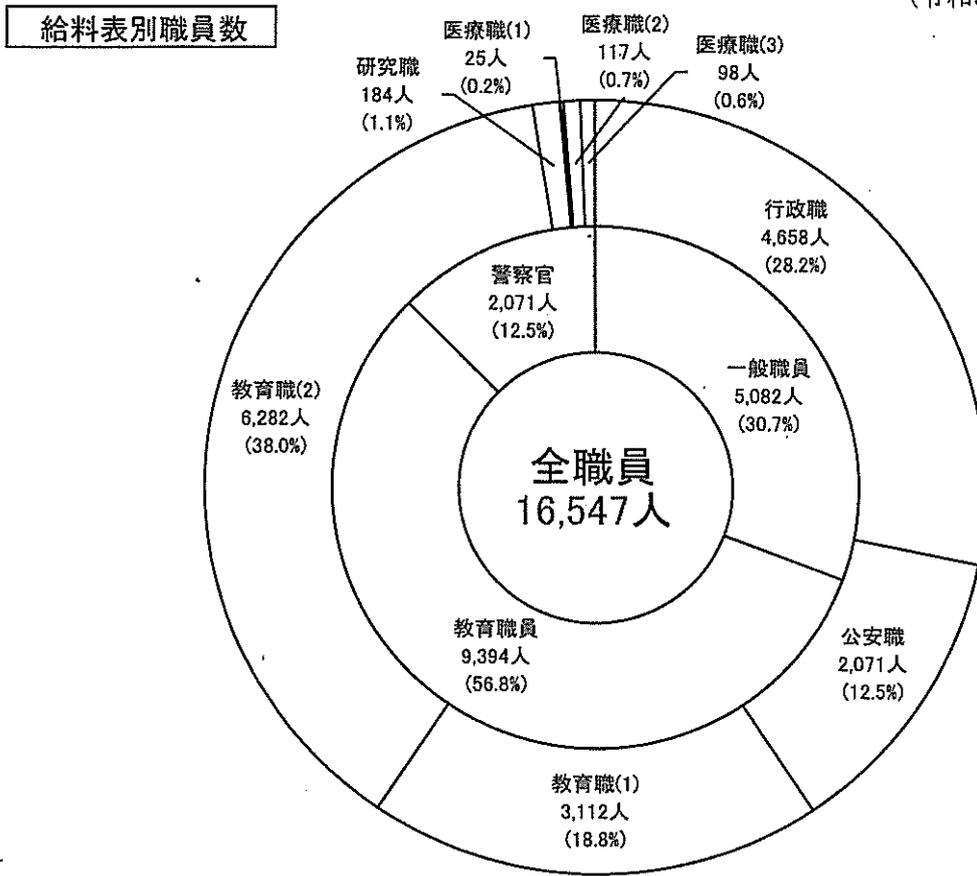
承認事務の処理件数

項目	任命権者								
	知事	議会議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	計
採用者の職務の級等の承認事務	2								2
採用者の号給の承認事務	25		51	22	1				99
昇格者の職務の級の承認事務									
昇給の承認事務				2					2
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務	3			6					9
その他の承認事務	3				1	1			5
計	33		51	30	2	1			117

(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(令和5年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

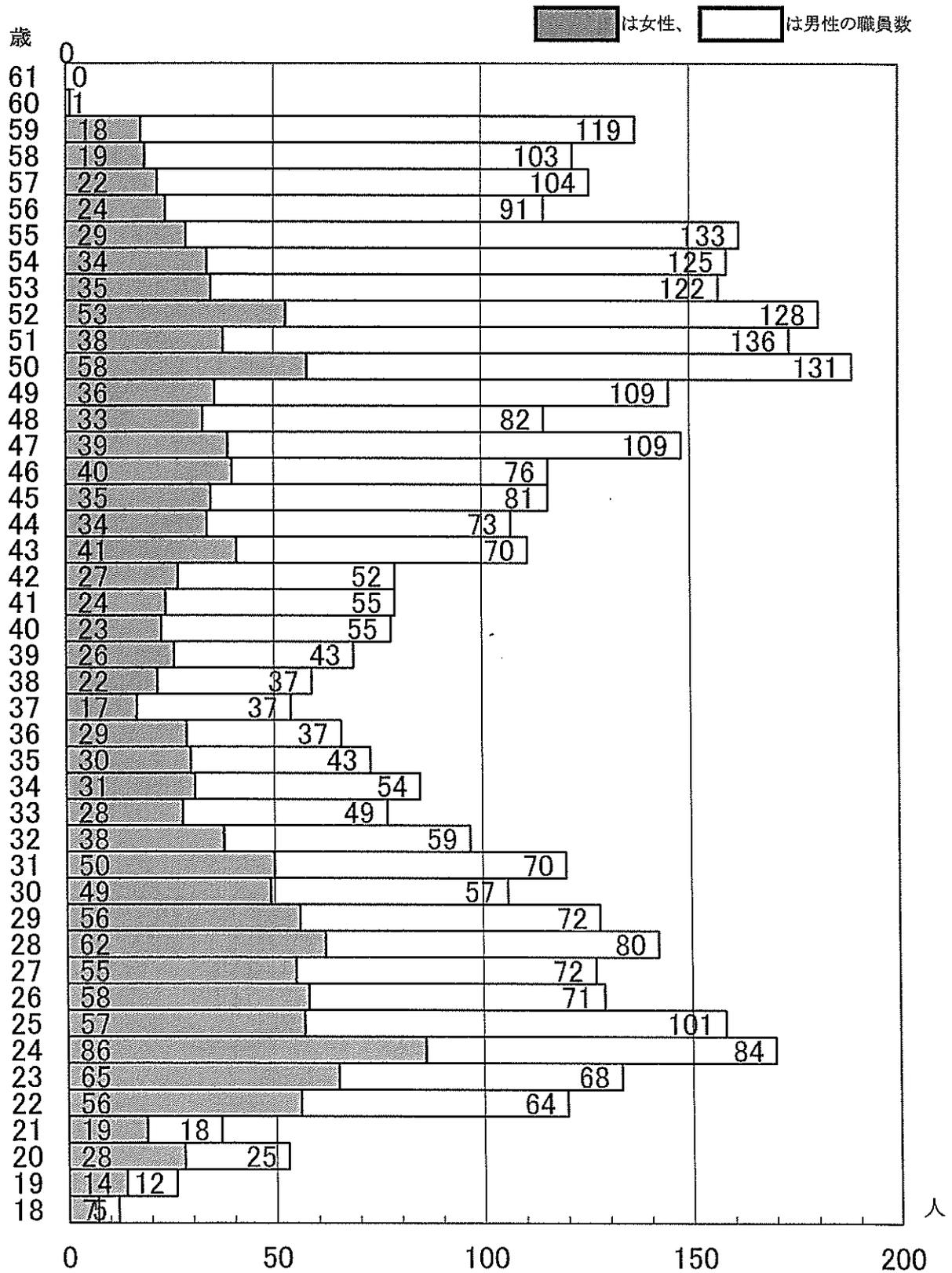
議会議長	32
人事委員会	16
代表監査委員	16
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 令和5年4月1日現在)



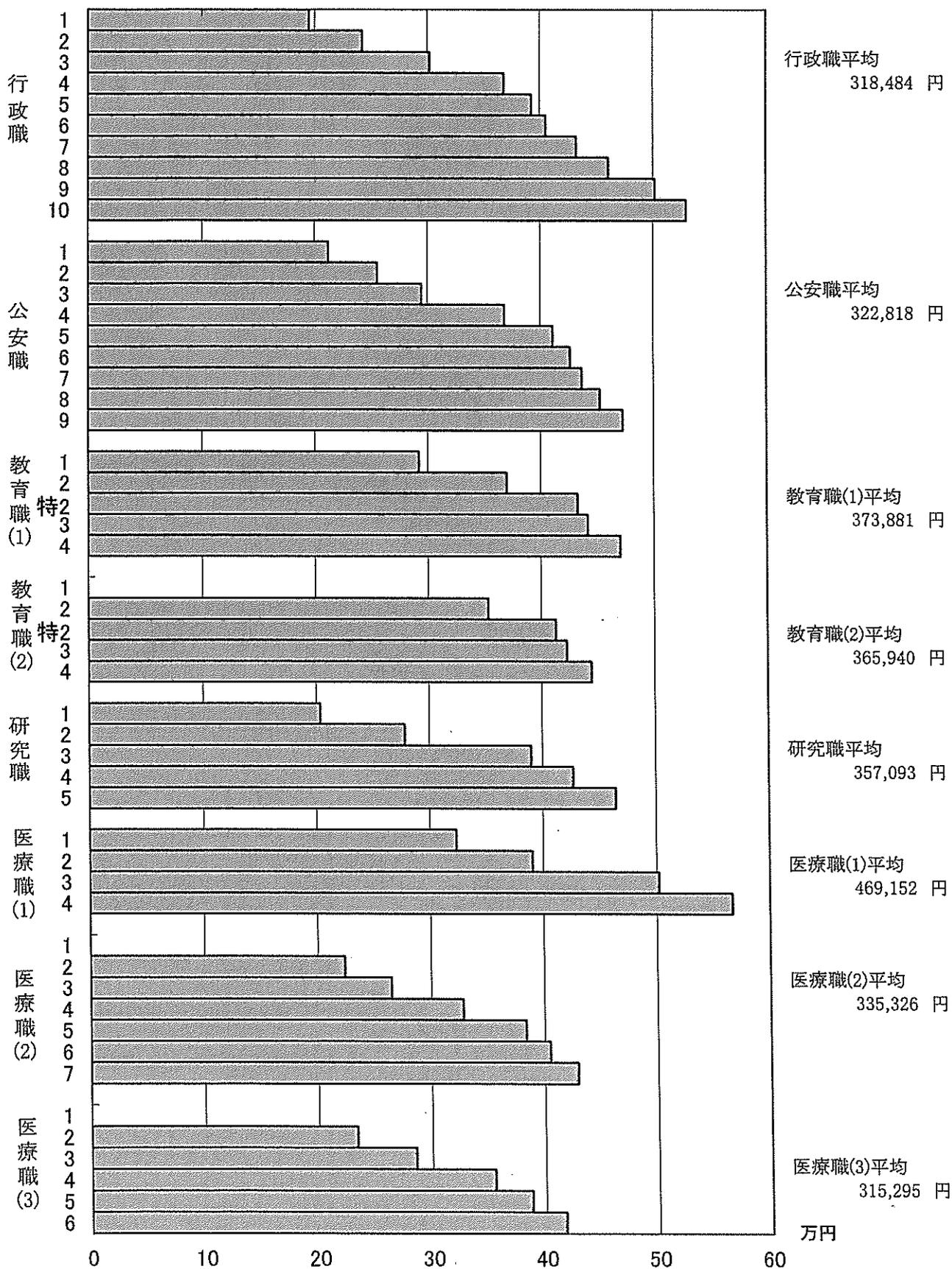
ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

(令和5年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
計	16,547	42.8	21.0	0.80	12,807 (77.4)	730 (4.4)	3,009 (18.2)	1 (0.0)	9,628 (58.2)	6,919 (41.8)	386,924
行政職	4,658	40.7	19.8	0.74	2,545 (54.6)	180 (3.9)	1,932 (41.5)	1 (0.0)	3,113 (66.8)	1,545 (33.2)	347,536
公安職	2,071	37.6	17	1.2	976 (47.1)	131 (6.3)	964 (46.6)	—	1,839 (88.8)	232 (11.2)	352,016
教育職 (1)	3,112	45.1	22.4	0.88	2,902 (93.3)	97 (3.1)	113 (3.6)	—	1,727 (55.5)	1,385 (44.5)	418,469
教育職 (2)	6,282	45.1	22.6	0.69	5,995 (95.4)	287 (4.6)	—	—	2,725 (43.4)	3,557 (56.6)	411,437
研究職	184	43.9	21.1	0.98	184 (100.0)	0 (0.0)	—	—	136 (73.9)	48 (26.1)	388,425
医療職 (1)	25	44.6	19.6	1.00	25 (100.0)	—	—	—	20 (80.0)	5 (20.0)	832,149
医療職 (2)	117	43	20	0.68	103 (88.0)	14 (12.0)	—	—	59 (50.4)	58 (49.6)	368,542
医療職 (3)	98	39.3	16.7	0.33	77 (78.6)	21 (21.4)	—	—	9 (9.2)	89 (90.8)	329,845

工 給料表別、級別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移 (各年4月1日現在)

給料表	年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計		19,135	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	17,914	17,726	17,660	17,526	17,375	17,263	16,931	16,547
行政職		4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	4,591	4,655	4,711	4,702	4,658
公安職		2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	2,098	2,080	2,084	2,074	2,071
教育職(1)		3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	3,347	3,319	3,273	3,206	3,112
教育職(2)		8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	7,056	6,885	6,762	6,511	6,282
研究職		208	202	197	196	192	194	191	191	193	193	194	187	191	184
医療職(1)		20	16	17	17	17	18	18	21	19	17	23	26	26	25
医療職(2)		188	167	159	143	139	138	129	124	125	126	126	120	120	117
医療職(3)		89	86	91	92	93	93	95	97	99	98	93	100	101	98
指定職															
特定任期付職員						1	1	1							
2号任期付研究員						2	1	1	1	1					

(参考2) 給料表別平均年齢の推移 (各年4月1日現在)

給料表	年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計		43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	44.1	43.9	43.8	43.5	43.3	43.2	43.0	42.8
行政職		42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	41.2	40.9	40.9	40.8	40.7
公安職		40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	37.9	37.7	37.7	37.6	37.6
教育職(1)		43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	44.4	44.6	44.8	45.0	45.1
教育職(2)		44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	46.3	46.0	45.7	45.4	45.1
研究職		43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	42.8	43.1	43.4	43.5	43.9
医療職(1)		44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	47.6	45.1	46.3	43.1	44.6
医療職(2)		41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	42.4	42.8	43.0	43.3	43.0
医療職(3)		44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	42.5	40.5	40.3	39.5	39.3
特定任期付職員															
2号任期付研究員															

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	年	22		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
		減額前														
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計		353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	355,765	353,504	351,708	350,219	348,929	348,218
行政職		333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521	323,416	321,304	319,731	318,653	318,484
公安職		328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958	320,546	320,565	320,923	321,470	322,818
教育職(1)		356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334	370,437	371,419	372,047	372,919	373,881
教育職(2)		369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086	375,212	372,445	369,992	367,884	365,940
研究職		357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183	351,875	352,719	355,570	354,247	357,093
医療職(1)		464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421	490,511	470,356	475,634	458,842	469,152
医療職(2)		325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389	332,859	333,961	335,344	336,090	335,326
医療職(3)		354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709	333,325	324,126	320,897	315,763	315,295
特定任期付職員																
2号任期付研究員																

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	年	28		29		30		31	2	3	4	5
		減額前		減額前		減額前						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員給与		362,607	362,993	360,920	361,139	357,986	358,214	353,986	351,136	351,165	348,842	347,618
民間給与		363,532		361,676		358,823		354,432	351,088	351,171	349,857	351,454
較差		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		0.26	0.15	0.21	0.15	0.23	0.17	0.13	△0.01	0.00	0.29	1.10

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。



# 分 限 及 び 懲 戒



#### 4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

令和 5 年度における分限処分の報告件数は 1 件、懲戒処分の報告件数は 32 件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

##### (1) 分限処分の状況

令和 5 年度における分限処分の報告件数は 1 件で、前年度と同数となった。

##### ア 5 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				1	1
計		0	0	1	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会			1	1
	警察本部				0

##### イ 過去 5 年間の件数の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
勤務成績不良						
心身故障						
刑事事件提訴			1		2	1
計		0	1	0	2	1
処分の種類	免職					
	降任					
	休職	1		2		1

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度における懲戒処分の報告件数は32件で、前年度から11件減少した。

事由別にみると、一般サービスの14件が最も多く、次いで交通事故が7件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局は7件で前年度から1件の減少、教育委員会は24件で前年度から11件の減少、警察本部は1件で前年度から1件の増加であった。

ア 5年度の状況

理由	種類					計
	免職	停職	減給	戒告		
交通事故	0	0	2	5	7	
酒気帯び運転	4	0	0	1	5	
速度超過	0	0	1	0	1	
一般サービス	3	3	4	4	14	
業務処理	0	0	0	0	0	
公金等取扱	0	0	0	0	0	
職員団体活動	0	0	0	0	0	
監督責任	0	0	0	3	3	
公務外非行	0	1	1	0	2	
計	7	4	8	13	32	
任命権者	知事部局	2	1	2	2	7
	教育委員会	5	3	6	10	24
	警察本部	0	0	0	1	1

イ 過去5年間の件数の推移

処分事由		処分の種類				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般サービス・ 業務処理	違法な職員団体活動					
	欠勤、不適切処理等	6	8	4	9	14
	小計	6	8	4	9	14
その他非行	交通法規違反等	14	7	13	7	10
	その他	1	2	13	8	7
	小計	15	9	26	15	17
監督責任関係		2		5	3	12
計		33	21	22	33	43
任命権者別	知事部局	5	4	12	7	8
	教育委員会	16	18	20	15	35
	警察本部			1	5	0

# 審 查 関 係 事 務



## 5 審査関係事務

### (1) 公平審査関係

#### ア 勤務条件に関する措置の要求

##### (ア) 概要

##### a 県関係

県関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和5年度に係属した事案はなかった。

##### b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和5年度に係属した事案はなかった。

##### (イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和4年 度末係属 件数	令和5年 度中の申 立件数	令和5年 度中の取 下げ件数	令和5年 度中の判 定件数	令和5年 度末係属 件数
県 関 係		0	0	0	0	0	0
受 託 市 町 村 等 関 係		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0

#### イ 不利益処分についての審査請求

##### (ア) 概要

##### a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和5年度末において、令和4年度中に受理した1件及び令和5年度中に受理した1件に係属している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

##### (a) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第4号事案）

令和4年9月29日に受理を決定した。

##### (b) 戒告処分取消請求事案（5人委（審）第1号事案）

令和5年5月11日に受理を決定した。

##### b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和4年度中に受理した1件を裁決した。

##### (a) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第3号事案）

書面審理を行い、令和5年12月1日に裁決（棄却）を行った。

## (イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和4年 度末係属 件数	令和5年 度中の申 立件数	令和5年 度中の取 下げ件数	令和5年 度中の判 定件数	令和5年 度末係属 件数
県 関 係	4人委（審）第4号事案 5人委（審）第1号事案	2	1	1	0	0	2
受 託 市 町 村 等 関 係	4人委（審）第3号事案	1	1	0	0	1	0
合 計		3	2	1	0	1	2

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計8人（職員課 審査・給与担当職員8人）のうち女性5人（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

令和5年度中に受理した件数は85件（実件数）となっており、男女別では、男性34件、女性42件、その他・不明が9件で、任命権者別では、知事部局14件、教育委員会30件、警察本部4件、市町村・一部事務組合等7件となっている。相談の申出方法は、電話50件、メール29件、面談4件、書面2件、その他・不明が30件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は令和4年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	2 (4)	2 (4)	1 (0)	2 (2)	5 (0)	12 (10)
給与	1 (1)	2 (0)	(0)	0 (1)	3 (0)	6 (2)
勤務時間、休暇、服務等	1 (1)	14 (4)	(1)	4 (6)	4 (3)	23 (15)
健康安全等	0 (0)	6 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
セクハラ	1 (1)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (1)	1 (2)
パワーハラ	5 (6)	4 (8)	3 (1)	1 (2)	12 (4)	25 (21)
パワーハラ以外のいじめ等	4 (4)	2 (3)	(1)	0 (3)	4 (1)	10 (12)
公平審査	0 (0)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (1)	0 (0)	(0)	0 (0)	2 (4)	2 (5)
計	14 (18)	30 (19)	4 (3)	7 (14)	30 (13)	85 (67)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが46件、相談者の意向等を当局に伝達したものが19件、他機関を紹介したものが18件、その他が2件となっている。

なお、審査請求に移行した事例及び措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

令和6年4月からの知事部局等における職の設置等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

令和5年4月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が28件、規約の変更に係る届出が2件あった。

(イ) 状況

令和4年度末登録 団体総数	新規登録 団体数	解散等団 体数	変更届出			法人と なる旨 の申出	令和5年 度末登録 団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	2	28	0	0	32

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

令和5年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

そこで、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、労働基準及び労働安全衛生の遵守状況に関する調査（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた現地指導を実施しており、令和5年度は、当委員会所管の全169事業場について実施した。（兼務職員のみ10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局50事業場、教育委員会89事業場、警察23事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（5年度受付分）

	衛生管理者の選任報告(件)	産業医の選任報告(件)	定期健康診断結果報告(事業場)	特殊健康診断・特定健康診断結果報告(事業場)	労働者死傷病報告(件)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定(件)
知事部局	15	13	8	4	7	0
教育委員会	15	9	50	20	29	1
警察	11	1	18	16	23	0

(イ) 宿日直許可の状況について（6.3.31現在）

知事部局	5
教育委員会	20
警察	23
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（6.3.31現在） 設置事業場数 42（廃止分を除く。）

	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	41	36	1	4
本年度設置基数 (B)	0	0	0	0
本年度廃止基数 (C)	3	3	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) < (A) + (B) - (C) >	38	33	1	4

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区 分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	0	0	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	40	36	33	1	2

(検査結果)

- 1 ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 2 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー3基及び第一種圧力容器3基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、令和6年4月1日現在で13市15町4村18一部事務組合3広域連合の合計53団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡広域環境組合の1市3一部事務組合である。

(6) 退職管理関係

地方公務員法の一部改正により、平成28年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、令和5年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。

# 参 考 资 料



6 参考資料

(1) 初任給基準表(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

一般	正規の試験	I種		1-25	197,800
		II種		1-15	180,500
		III種		1-5	167,900
	その他	高等学校卒		1-1	163,400
無線従事者	第1級総合無線通信士	第1級総合無線通信士		1-25	197,800
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
	第2級総合無線通信士	第2級総合無線通信士		1-9	172,200
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
	第1級陸上特殊無線技士				
	航空無線通信士		1-5	167,900	
	第3級総合無線通信士	第3級総合無線通信士		1-1	163,400
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
		第1級海上特殊無線技士			
その他の資格					

公安職給料表

正規の試験	I種	3-2	231,800
	II種	2-3	209,200
	III種	1-3	193,300

教育職給料表(1)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	280,200
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	240,100
	大学卒	2-1	221,500
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	短大卒	1-11	196,300
	大学卒	1-21	217,400
	短大卒	1-11	196,300
	高校卒	1-1	178,600

教育職給料表(2)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	280,200
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	240,100
	大学卒	2-13	221,500
	短大卒	2-3	199,200
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	大学卒	1-21	217,400
	短大卒	1-11	196,300
	高校卒	1-1	178,600

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	203,300
	II種		1-15	183,500
	III種		1-5	168,300
そ の 他		博士課程修了 〔大学6卒 後のもの に限る。〕	1-61	259,300
		博士課程修了	1-57	255,400
		修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒	1-37	224,000
		高 校 卒	1-1	163,800

医療職給料表 (1)

医 師 歯 科 医 師	博士課程修了	1-33	361,500
	大 学 6 卒	1-9	288,100

医療職給料表 (3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	230,400
	短 大 3 卒	2-5	220,500
看 護 師	短 大 3 卒	2-5	220,500
	短 大 2 卒	2-1	212,700
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1-1	184,900

医療職給料表 (2)

薬 劑 師	大 学 6 卒	2-19	230,100
	大 学 4 卒	2-1	204,400
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	230,100
	大 学 4 卒	2-1	204,400
栄 養 士	大 学 卒	2-1	204,400
	短 大 卒	1-11	184,100
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2-1	204,400
	短 大 3 卒	1-17	195,000
診 療 エ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1-11	184,100
	大 学 卒	2-1	204,400
臨 床 検 査 技 師	短 大 3 卒	1-17	195,000
	大 学 卒	2-1	204,400
衛 生 検 査 技 師	短 大 卒	1-11	184,100
	大 学 卒	2-1	204,400
臨 床 工 学 技 士	短 大 3 卒	1-17	195,000
	大 学 卒	2-1	204,400
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	短 大 3 卒	1-17	195,000
	大 学 卒	2-1	204,400
視 能 訓 練 士	短 大 3 卒	1-17	195,000
	大 学 卒	2-1	204,400
言 語 聴 覚 士	短 大 3 卒	1-17	195,000
	大 学 卒	2-1	204,400
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1-17	195,000
	短 大 2 卒	1-11	184,100
	高校専攻科卒	1-7	177,600
歯 科 技 工 士	短 大 2 卒	1-11	184,100
	短 大 3 卒	1-17	195,000
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 2 卒	1-11	184,100
	短 大 3 卒	1-17	195,000
は り 師 き ゆう 師 柔 道 整 復 師	高 校 卒	1-1	168,500
	高 校 卒	1-1	168,500
そ の 他	高 校 卒	1-1	168,500

(2) 級別職務区分表

(令和6年4月1日現在)

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の事務 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 専門幹ス ポーツ 医・科学 員 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任主査 行政専門 員	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 地方路線 対策監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長 公益法人 コーディネ ーター	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 地方路線 対策監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長 文化スポ ーツコー ディネー ター	副部長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路担当 技監 河川港湾 担当技監 まちづく り担当技 監 首席調査 監 首席ふるさ と振興監 首席少子 化対策監 首席I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監 I L C コ ーディネ ーター	企画理事 部長

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長 林務出張 所長 主任主査 主任主査 行政専門 員	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
出先 機関	東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
	東日本大震災津波伝承館					事業課長	総務課長	総務課長	副館長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学技術研究センター					副所長			所長		
	環境保健研究センター					企画情報部長	副所長	副所長	所長		
	県民生活センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県央に限る。)			
	福祉総合相談センター					課長	部長 緊急支援課長	部長 緊急支援課長	所長		
	児童相談所					次長 課長	所長	所長			
	高等看護学院										
	精神保健福祉センター					次長					
	杜陵学園						園長補佐	園長	園長		
	大阪事務所					次長	次長	所長	所長		
名古屋事務所						次長	所長	所長			
福岡事務所					次長	次長	所長	所長			
産業技術短期大学校				主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 専門幹講師	副校長 事務局長 教育部長	副校長 事務局長 教育部長	校長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						上席講師	教授	教授			
	高等技術 専門校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
	病害虫防 除所					次長	所長	所長			
	漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
	生物工学 研究所						所長	所長			
	農業研究 センター					課長	病害虫防 除部長 畜産研究 所次長	病害虫防 除部長 畜産研究 所次長			
	林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
	水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
	内水面水 産技術セ ンター										
	農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 専門幹講 師 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
	農業改良 普及セン ター					課長 普及サブ センター 所長	所長	所長			
	北上川上 流域域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
	花巻空港 事務所					次長	所長	所長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査 主任主査 行政専門 員					
				主任主事 主任技師	副主任幹 技術副主任幹	専門幹 技術専門 幹 副主任幹 技術副主任幹	主幹 技術主幹 企画指導 監 技術企画 指導監	総括企画 指導監 総括技術 企画指導 監	首席企画 指導監 首席技術 企画指導 監	統括企画 指導監 統括技術 企画指導 監	
	専門職員			主査通信 技師 主任通信 技師 主査消防 教官 主任消防 教官	上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師 主査消防 教官	専門幹特別 税務調査員 専門幹通信 技師 専門幹消防 教官 上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別税 務調査員				
					上席社会 福祉主事 上席障害者 福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員	専門幹社 会福祉主 事 専門幹障 がい者福祉 司 専門幹児 童福祉司 専門幹相 談調査員 専門幹児 童心理司 専門幹心					

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						理判定員 専門幹児 童指導員 専門幹職 業指導員 専門幹生 活指導員 専門幹児 童自立支 援員 上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員					
					上席児童 心理司	上席児童 心理司	首席児童 福祉司				
					上席心理 判定員	上席心理 判定員					
					上席児童 指導員	上席児童 指導員	首席児童 指導員				
					上席職業 指導員	上席職業 指導員					
					上席生活 指導員	上席生活 指導員					
					上席児童 自立支援 専門員	上席児童 自立支援 専門員					
				主査社会 福祉主事	主査社会 福祉主事						
				主任社会 福祉主事							
				主査障がい 者福祉司	主査障がい 者福祉司						
				主任障がい 者福祉司							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主査児童福祉司 主任児童福祉司 主査相談調査員 主任相談調査員 主査児童心理司 主任児童心理司 主査心理判定員 主任心理判定員 主査児童指導員 主任児童指導員 主査職業指導員 主任職業指導員 主査生活指導員 主任生活指導員 主査児童自立支援専門員 主任児童自立支援専門員	主査児童福祉司 主査相談調査員 主査児童心理司 主査心理判定員 主査児童指導員 主査職業指導員 主査生活指導員 主査児童自立支援専門員						
						上席技術指導員 主査技術指導員 主任技術指導員	専門幹技術指導員 上席技術指導員	首席技術指導員				

區 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水產業普及指導員 上席航海士 上席機關士 上席通信士	專門幹農業普及員 專門幹林業普及指導員 專門幹水產業普及指導員 專門幹航海士 專門幹機關士 專門幹通信士	首席林業普及指導員 首席水產業普及指導員				
				主查農業普及員 主任農業普及員 主查林業普及指導員 主任林業普及指導員 主查水產業普及指導員 主任水產業普及指導員 主查航海士 主任航海士 主查機關士 主任機關士	主查農業普及員 主查林業普及指導員 主查水產業普及指導員 主查航海士 主查機關士						

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主査通信士 主任通信士	主査通信士						
					主査建築 専門員	上席建築 専門員 主査建築 専門員	専門幹建 築員 上席建築 専門員					
議会の 事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任 主査	担当課長 専門幹 主任主査 副主任	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	
教育委 員会の 事務局 等	本庁				文化財專 門員(主任 相当、主査 相当) 主査 主任 主任行政 専門員	上席文化 財専門員 主任主査 副主任 技術副主任 文化財專 門員(主査 相当) 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 上席文化 財専門員 専門幹 技術専門 幹 主任主査 副主任 技術副主任 主任主査行 政専門員	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 服務管理 監 課長 主幹 技術主幹 企画指導 監 技術企画 指導監	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 服務管理 監 課長	教育次長 首席服務 管理監 室長 参事	教育局長	
	出先 機関	教育事務 所			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	企画総務 課長 専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。) 主幹	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。)	所長(盛岡 に限る。)		
	教育 機関	総合教育 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	特命参事 総務部長 主幹	特命参事 総務部長			

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
生涯学習 推進センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	総務部長 主幹 専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	主幹				
図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	副館長 主幹	副館長			
博物館								館長		
美術館								館長		
埋蔵文化 財センタ ー			文化財専 門員(主任 相当、主査 相当)	上席文化 財専門員 文化財専 門員(主査 相当)	上席文化 財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
野外活動 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	次長 専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	主幹				
県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主査行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。) 船長 専門幹 専門幹航 海士 専門幹機 関士 漁撈長	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不來方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不來方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		市町村立 小中学校 及び義務 教育学校					機関長 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。) 主幹	盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			
					主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 専門幹 主任主査 主任主査 行政専門 員	主幹				
					主任主事 主任技師							
警察	本部 等	本部			係長 主査 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長 上席航空 隊整備士 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 上席航空 隊整備士	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警 察 署				係長 主査 主査航海士 主査機関士	課長 船長 機関長 上席航海士 上席機関士 係長 主査航海士 主査機関士	課長 船長 機関長 上席航海士 上席機関士					
				主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹				
選挙管 理委員 会の事 務局				主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
監査委 員の事 務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		
人事委 員会の 事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	担当課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		
労働委 員会の 事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
収用委員会 の事務局				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主査 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主査 主任主査 行政専門 員	事務局長	事務局長	参事		
海区漁 業調整 委員会 の事務 局				主査 主任	主任主査 技術副主 査 主査	事務局次長 技術専門 幹 主任主査 技術副主 幹	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(地域調査官、次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、監察官及び安全・安心まちづくり推進室長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)
	警察学校						警視			警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)	警視(岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)	警視(盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州の署長に限る。)

- 備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務 部局	本庁		専門幹スポーツ 振興員 主査スポーツ 振興専門員 主任スポーツ 振興専門員 スポーツ振興 専門員		上席スポーツ 振興専門員	首席スポー ツ振興専門 員	
	出先機関	産業技術短期大 学校	講師 技術指導員	専門幹講師 専門幹技術指 導員 主査講師 主査技術指導 員 主任講師 主任技術指導 員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	専門幹講師 主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
埋蔵文化財セン		社会教育主事					

区		分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		ター		社会教育主事補			
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舍指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舍指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		専門幹スポーツ振興員 主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
		野外活動センター					所長
中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区		分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁		2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	専門幹学芸員 上席専門学芸 員 主任専門学芸 員			
	出先機関	先端科学技術 研究センター						
		環境保健研究 センター				部長	副所長	
		生物工学研究所						
		農業研究センター				室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長
		林業技術センター				部長	副所長	所長
		水産技術センター				部長	副所長	所長
		内水面水産技 術センター					所長	
	専門職員		主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	専門幹研究員 上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員			
教育委員会 の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員				
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員			
		美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員			
警察	本部	刑事部科学捜 査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官			

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁			医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	企画理事 部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長
	広域振興局						
	出先機関	環境保健研究センター				首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所			課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
		福祉総合相談センター			医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
		精神保健福祉センター			医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師	主査心理相談専門員	主査心理相談専門員	専門幹心理相談員		技術参事	
		臨床検査技師	獣医師	主任心理相談専門員	主任心理相談専門員	上席心理相談専門員			
	広域振興局	栄養士	診療放射線技師	心理相談専門員			主査心理相談専門員		
		学校栄養職員	臨床検査技師	主査	主査	課長	保健福祉室長	保健福祉室長	
		衛生検査技師	栄養士			主任主査	環境衛生課長(盛岡に限る。)	環境衛生課長(盛岡に限る。)	
		理学療法士	学校栄養職員			主査			
		作業療法士	衛生検査技師						
		理療士	理学療法士						
		言語聴覚士	作業療法士						
		理療士	言語聴覚士						
言語相談専門員	心理相談専門員								
出先機関	食肉衛生検査所					課長	所長	所長	
	保健所					副所長	副所長	副所長	
	福祉総合相談センター					課長	次長	次長	
	精神保健福祉センター								
	家畜保健衛生所					課長 次長	所長(中央を除く。) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)	
				主査	主査	主任主査 主査			
							技術主幹		
	専門職員					専門幹薬剤師 専門幹獣医師 専門幹診療放射線技師 専門幹臨床検査技師 専門幹栄養士 専門幹衛生検査技師 専門幹理学療法士 専門幹言語聴覚士 上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	上席言語聴覚士 主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師 主査臨床検査技師 主査栄養士 主査衛生検査技師 主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士		
教育委員会	教育機関	県立高等学校等		主任栄養士 栄養士	主任栄養士			
		市町村立小中学校及び義務教育学校		主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員			

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の

程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

- 2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師				
	広域振興局				主査 保健師 看護師	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	保健福祉室長	
	出先機関	保健所			保健師 看護師		課長	次長	
		福祉総合相 談センター							
		児童相談所							
		高等看護学院			科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
		精神保健福 祉センター			保健師				
					主査	主査	主任主査 主査		
								技術主幹	
		専門職員						専門幹保健 師 専門幹看護 教員 専門幹看護 師 上席保健師 上席看護教員 上席看護師 主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課		保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	専門幹保健 師 上席保健師 主査保健師		
警察	本部	警務部学生課		保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額  
 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)  
 別表第1(第2条関係)

(令和6年4月1日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事の事務部局	本庁	企画理 事部長 会計管理 者 I L C推 進局長 出納局長	理事 技監 副部長 副局長 首席調査 監 首席ふる さと振 興監 首席少 子化対 策監 首席I L C推 進監 環境担 当技監 医務担 当技監 農政担 当技監 農村整 備担 当技監 林務担 当技監 水産担 当技監 道路担 当技監 河川港 湾担 当技監 まちづ くり担 当技監	室長 参事 技 術 参 事 総括課 長(政策 企 画課、 人事課 及び 財政課 に限 る。)	総括課 長 総括調 査監 総務事 務セン ター所 長 総括危 機管理 監 地域企 画監 地方路 線対 策監 首席ス ポーツ 振 興専門 員 医師支 援推 進監 競馬改 革推 進監 会計指 導監 特命参 事	調査監 儀典調 整監 危機管 理監 防災危 機管理 監 ふるさ と振興 監 少子化 対策監 I L C推 進監 課長	担当課 長
	広域振 興局	局長 副局長	保健福祉 環境技 監(盛岡 に限 る。)	技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長(盛 岡に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 部 長(盛 岡及 び 県 南に 限 る。) 農 政 部 長 林 務 部 長(盛 岡に 限 る。) 水 産 部 長(沿 岸に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長(盛 岡を 除 く。) 保 健 福 祉 環 境 部 長(盛 岡及 び 県 南を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長(盛 岡を 除 く。) 水 産 部 長(県 北に 限 る。) 審 査 指 導 監(盛 岡に 限 る。) 特 命 参 事 復 興 推 進 室 長 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長(盛 岡に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長(盛 岡及 び 県 南	審 査 指 導 監(盛 岡を 除 く。) 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長(盛 岡を 除 く。) 農 村 整 備 室 長(沿 岸及 び 県 北に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 管 理 主 幹 総 務 課 長(総 務部 、 総 務 セ ン ター を 除 く。) に限 る。) 環 境 衛 生 課 長(盛 岡に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長(盛 岡に 限 る。) 水 産 調 整 課 長	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				に限る。) 管理用地室長 道路都市室長 流域治水室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木セン ターを除く。)	副 部 長 用地課長(盛岡 及び花巻土木セ ンターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木セン ターに限る。)  センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 普及サブセンタ ー所長 林務出張所長	
広域振 興局以 外の出 先機関		東京事務所長 東日本大震災津 波伝承館副館長 環境保健研究セ ンター所長 保健所長(県央 に限る。) 福祉総合相談セ ンター所長 産業技術短期大 学校長 農業研究センタ ー所長 林業技術センタ ー所長 水産技術センタ ー所長 農業大学校長	先端科学技術研 究センター所長 食肉衛生検査所 長 保健所長(奥州 に限る。) 保健所副所長 産業技術短期大 学校副校長 家畜保健衛生所 長(中央に限る。) 農業研究センタ ー畜産研究所長	東京事務所の部長 東日本大震災津波 伝承館総務課長 消 防 学 校 長 食肉衛生検査所副 所長 環境保健研究セ ンター副所長 県民生活センタ ー所長 保健所長(県央 及び奥州を除 く。) 保健所次長(奥 州を除く。) 福祉総合相談セ ンターの部長 児 童 相 談 所 長 精神保健福祉セ ンター所長 杜 陵 学 園 長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大 学校事務局長 産業技術短期大 学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次	保健所次長(奥 州に限る。) 緊急支援課長 農業研究センタ ー畜産研究所外 山畜産研究室長 農業大学校教育 部長 農業改良普及セ ンター普及サブ センター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					長(中央に限る。) 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁	教育局長	教育次長 首席服務管理監	室長 参事 総括課長(教職員課に限る。)	総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 特命参事	服務管理監 課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長(盛岡に限る。)		教育事務所長 教育事務所企画総務課長(盛岡に限る。)	教育事務所教務課長(盛岡に限る。)	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長 博物館長 美術館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長 野外活動センター所長 特命参事	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長(不来方、杜陵、黒沢

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						支援に限る。)	尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。)
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 科学捜査研究所長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 警務調査官 取調べ監督室長 企画室長 人事調査官 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設整備室長 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 地域実務指導室長 地域調査官 人身安全対策官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策官 刑事指導官 機動捜査隊長 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜	船長

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許 試験場長 高速道路交通調 査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ 対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙 管理 委員会					書記長		
監査 委員 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
人事 委員 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 の 事務局				参事	事務局長		
海 漁 業 調 整 委 員 の 事務局					事務局長		

- 備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又

は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

## イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

## ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

## エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

## オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
2 級	6 種	51,600 円
	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会  
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員  
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

## (4) 職員の昇格実施基準

(令和6年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～	4～	役職5年以上
		3-45(12)	4～	役職2年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1-45(12) 1～	2～ 2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12)	5～ 5～	役職4年以上 又は 在級3年以上
		3～	4～	役職1年以上
		3-37(12)	4～	役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(令和6年4月1日現在))

組 織		職 員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 ILC推進局長 出納局長 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席少子化対策監 首席ILC推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 地域企画監 地方路線対策監 医療企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 会計指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 政策企画部の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門学校	校長
	病害虫防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長
	生物工学研究所	所長

組	織	職	員
	農業研究センター	所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長	
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
	内水面水産技術センター	所長	
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
	農業改良普及センター	所長 普及サブセンター所長	
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長	
	花巻空港事務所	所長	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 室長 総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
教育機関	総合教育センター	所長 総務部長	
	生涯学習推進センター	所長	
	図書館	館長 副館長	
	博物館	館長	
	美術館	館長	
	野外活動センター	所長 次長	
	中学校	校長 副校長 教頭 事務長	
	高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長	
	特別支援学校	校長 副校長 事務長	
選挙管理委員会事務局		書記長	
監査委員事務局		事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
人事委員会事務局		事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
労働委員会事務局		事務局長 総括課長 特命課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
収用委員会事務局		事務局長	
海区漁業調整委員会事務局		事務局長	

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(令和5年5月12日改正))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 産業支援センター所長 総務課の係長(人事、給与、服務、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の係長 契約管財課の係長(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書課の秘書係長
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長
	保育所	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。)及び秘書係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長 法務専門監 財務専門監 ICT政策推進監
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐(人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。)
	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長(花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 技監 課長 所長 政策企画課の課長補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報管理係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の主幹、課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
	保育園	園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及び総務係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	学校給食センター	所長
	中央図書館	館長
	博物館	館長
	鬼の館	館長
	埋蔵文化財センター	所長
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び子育て世代包括支援センターの所長に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
	教育委員会の 事務局等	事務局 教育部長 課長 室長 小学校及び中学校 校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

6 遊野市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	市民センター	所長 課長 室長
	支所	支所長
	診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局 教育部長 課長 室長 学校総務課の課長補佐 小学校及び中学校 校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局 局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び支所長 支所次長 課長 技術担当課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおは保育園、大原保育園、摺沢保育園、奥田保育園、猿沢保育園、波民保育園、千歳保育園、奥玉保育園、小梨保育園、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。）
	認定こども園	園長
	教育委員会の 事務局等	事務局 部長 参事 部次長 副参事 課長 推進監 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主幹 小学校及び中学校 校長 副校長 幼稚園 園長（真滝幼稚園の園長に限る。） 図書館 館長（一関図書館の館長に限る。） 博物館 次長
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

## 8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 政策推進室の室長 補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐 及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に 限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国 土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総合政策課の課長補佐 （秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 総務課の課長補 佐、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長 次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 秘書 人事課の秘書係長、人事係長及 び給与厚生係長 総務課の財産管理係長及び行政係長 財政課の財政係 長
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	健康福祉支援セン ター	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限 る。） 課長 未来羅針盤課の秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給 与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 行政係長、人事係長 及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長 補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 副支所長 グループ長
	福祉事務所	所長
	認定こども園	園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 子ども子育て支援室長 推進監 総務課の課長補佐、副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の室長及び人事秘書係長 総務課の室長及び財政係長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の財政調整係
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所及び佐比内保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	組 織	職 員
	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 出納室長 総務課の課長補佐及び係長（人事、給与、服務及び職員団体の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長
	学校給食共同調理場	所長

組 織	職 員
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

19 西和賀町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（せんだん保育所の所長に限る。）
農業委員会の事務局	事務局長	

20 金ヶ崎町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
	認定こども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）
農業委員会の事務局	事務局長	

21 平泉町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

22 住田町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会の事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

23 大槌町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	会計管理者 参与 技監 参事 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の事務局等	義務教育学校	校長 副校長
監査委員の事務局	室長	
農業委員会の事務局	事務局長	

24 山田町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長

25 岩泉町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
	認定こども園	園長（いわいずみこども園に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

## 26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	保健センター	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 総括課長 室長 担当課長（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長
	認定こども園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	総括次長 担当次長（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局		会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

## 30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

## 31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 室長 主幹 総務課の課長補佐
	事務局	教育部長 課長 室長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

## 別表第2 一部事務組合（第2条関係）

## 1 岩手県市町村総合事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

## 2 北上地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

## 3 二戸地区広域行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 課長補佐

## 4 盛岡北部行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

## 5 岩手・玉山環境組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長

## 6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 技監 事務局次長 所長

## 7 岩手県競馬組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 部長

## 8 大船渡地区環境衛生組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

## 9 釜石大槌地区行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長

## 10 宮古地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

## 11 岩手県自治会館管理組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

## 12 岩手中部広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

## 13 一関地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 所長

## 14 岩手沿岸南部広域環境組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

## 15 奥州金ヶ崎行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）

## 16 滝沢・雫石環境組合

組織	職員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

## 別表第3 広域連合（第2条関係）

## 1 気仙広域連合

組織	職員
広域連合の長の事務部局	課長

## 2 久慈広域連合

組織	職員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

## 3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組織	職員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

## (6) 登録職員団体一覧

令和6年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	佐藤 工	2, 772
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	村上智加子	2, 661
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	神久保貴幸	39
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	水野鉄也	66
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	照井義秀	157
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	山本和広	210
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	小田嶋智昭	1, 741
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	高杉 佑	106
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		佐藤 淳	346
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	佐々木武晴	80
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		亀井 淳	152
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		角館 尚	6
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	鶴飼義信	94
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		上戸鎖栄樹	49
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		佐々木隆児	83
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		横澤智幸	18
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		盛合龍司	12
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		峰 正樹	505
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		馬場 隆	20
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		大越 公	473
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		千田 和幸	189
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	熊谷 公彦	716
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		佐藤龍裕	215
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		高橋 寛	41
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		赤石広光	66
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	村上幸雄	453
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		馬内 悟	229
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		小坂修策	125
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	松村利紀	175
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		千葉武裕	117
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		羽澤 貴	62
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	佐藤秀作	616
計		32団体			

(7) 号別区分表

(令和6年3月27日付け人委職第280号 岩手県人事委員会委員長通知(令和6年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	東日本大震災津波伝承館 消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門校[3] あ生物学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所あ林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[64] あ特別支援学校(分校は本校を含む。)[14] 総合教育センターア生涯学習推進センター 野外活動センター 図書館 警察学校	104
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及び整備事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。)[2] 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局あ人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊、機動捜査隊及び警察航空隊を含む。)あ運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	75
			179

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	流域下水道事務所	1
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○平泉世界遺産ガイドセンター ○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			89

注1 [ ]内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

## (8) 市町村等公平事務受託状況一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	受託市町村等		公平委員会	
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	13	盛岡市	1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15		
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4		
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	18	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 盛岡広域環境組合	3
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3		
計	13市 15町 4村 18一部事務組合 3広域連合	53	1市 3組合	4